

## 第3回妹背牛町議会定例会 第1号

平成28年9月8日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 財政健全化判断比率報告
  - 4) 町長 行政報告
  - 5) 教育長 教育行政報告
- 4 同意第 2号 妹背牛町教育委員会教育長の任命について
- 5 同意第 3号 妹背牛町教育委員会委員の任命について
- 6 一般質問
  - 1) 田 中 一 典 議員
  - 2) 工 藤 正 博 議員
  - 3) 佐 田 恵 治 議員
  - 4) 渡 会 寿 男 議員
  - 5) 広 田 毅 議員
- 7 認定第 1号 平成27年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 2号 平成27年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 3号 平成27年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 4号 平成27年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 11 認定第 5号 平成27年度妹背牛町介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 6号 平成27年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 7号 平成27年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 議案第47号 平成28年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）
- 15 議案第48号 平成28年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予

算（第1号）

- 16 議案第49号 平成28年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 17 議案第50号 平成28年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 18 発議第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 19 発議第6号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書
- 20 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について

○追加日程

- 1 発議第7号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書
- 2 発議第8号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める意見書
- 3 発議第9号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書

○出席議員（10名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 工藤正博君 | 2番 佐田恵治君  |
| 3番 田中一典君 | 4番 石井喜久男君 |
| 5番 広田毅君  | 6番 鈴木正彦君  |
| 7番 渡会寿男君 | 8番 赤藤敏仁君  |
| 9番 向井敏則君 | 10番 宮崎博君  |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- |        |        |
|--------|--------|
| 町長     | 寺崎一郎君  |
| 副町長    | 中山高明君  |
| 教育長    | 土井康敬君  |
| 総務課長   | 廣瀬長留次君 |
| 企画振興課長 | 三山弘君   |
| 住民課長   | 西山進君   |
| 健康福祉課長 | 石井美雪君  |
| 建設課長   | 丸岡隆博君  |
| 教育課長   | 浦本雅之君  |
| 農政課長   | 廣田徹君   |

農委事務局長	篠	原	敬	司	君
會計管理者	成	瀬	勝	幸	君
教育委員長	渡	辺	倫	代	君
代表監査委員	高	橋	久	夫	君
農委会長	吉	澤	良	二	君

○出席事務局職員

事務局長	滝	本	昇	司	君
書記	北	口	幸	恵	君

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成28年第3回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。  
寺崎町長。

○町長（寺崎一郎君） 改めまして、おはようございます。ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、一言挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、9月に入りまして何かとご繁忙をきわめる中、平成28年第3回定例会の開催をお願い申し上げたところ、全議員の出席を賜りましてここに開催できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

今回、この定例会にご提案申し上げております案件につきましては、同意2件、認定7件、議案4件であります。よろしくご審議の上、ご確定賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、渡会寿男君、赤藤敏仁君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月8日と9日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、財政健全化判断比率報告、以上3件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 4、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（寺崎一郎君）（登壇） まず初めに、先般の台風上陸や接近では、未曾有の大雨により河川の氾濫や土砂崩れなど、道内各地に甚大な被害をもたらしました。この災害により、とうとい命を落とされた方、そして被災された多くの皆様には、心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは、6月の第2回定例会以降の行政報告をさせていただきたいと思えます。

最初に、建設工事等の発注状況についてでございますが、お手元にお配りしてございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

2番目の主な政務についてでございますが、7月26日から27日まで東京において、国土交通省、農林水産省、また道内選出の国会議員などに対して、空知地方総合開発期成会による河川、道路、整備開発予算あるいは農業関連予算に対する中央要請を行ってまいりました。8月7日にはもせうし夏祭り、12日にはもせうし豊年盆踊り大会と、町内のイベントも天候に恵まれ、無事終了しております。

しかしながら、冒頭にも話したとおり、8月20日から21日にかけて台風11号、22日から23日にかけて台風9号が北海道に上陸し、本町においても大雨あるいは河川の増水に伴う洪水警報が発令され、10区、11区については、住民区が中心となり、内水の可搬ポンプアップ作業を、また石狩川の各樋門では、建設業協会の皆様を中心となって、水中ポンプの手配から設置、稼働まで行っていただきました。おかげさまで本町におきましては、人的被害あるいは家屋等への被害はありませんでした。10区、11区の住民区の方々や建設業協会の方々のご協力に対し、心から感謝を申し上げる次第であります。その他の政務につきましては、後ほどお目通しをお願いします。

3番目に、今後予定されている主な行事についてでございますが、文化祭が11月3日から11月6日の4日間、町民会館において開催される予定となっております。また、本町の発展に貢献されました方々を表彰する町条例表彰を11月6日の文化祭芸能発表会の席上で挙げる予定となっております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 5、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君）（登壇） 私から教育行政報告を行います。6月3日から8月31日までに行われた内容となっております。

初めに、一般庶務関係であります。6月22日、平成28年度妹背牛町青少年問題協議会を開催いたしました。平成27年度事業報告、決算並びに平成28年度事業計画、予算を承認いただきました。6月27日には、道職員の飲酒運転が事故となりましたので、空知管内緊急教育長会議が開催され、飲酒運転などの防止についての議題が協議されました。7月7日には北海道市町村教育委員研修会に参加し、教育委員の学校訪問の視点などについての研修を図ってまいりました。7月29日には北空知教育委員の研修会が開催され、北竜のヒマワリを活用した活動について研修を深めてまいりました。また、同日、教育長杯パークゴルフ大会が開催されております。

次に、学校教育関係であります。6月5日には小学校運動会、6月7日には中体連の陸上大会、27日から28日まで北空知中学校体育大会が開催されました。本年はバドミントン個人で1人、空知大会に参加いたしましたが、1回戦での敗退となっております。7月14日には北空知圏学校給食組合4町教育長会議を開催し、給食センターの運営体制について協議を行っております。以降、7月15日に次課長会議、8月2日には岩見沢、新十津川の給食センター視察、9日、22日にも同様に給食センターの体制についての協議を行っております。

次のページをお開きください。次に、社会教育関係であります。6月3日、ベビーマッサージを内容として子育て未来塾を開催、7組の親子の参加をいただきました。7月18日には町民登山として、36名の参加をいただき、旭岳の登山を行っております。7月23日から8月7日までのいきいきラジオ体操では、延べ586人の子供から高齢者まで参加をいただいたところであります。また、8月2日から4日にかけて、「ぼくたちわたしたち体験隊」では、12人の参加をいただき、小平町でキャンプを実施しております。

他の事項については後ほどお目通しをいただき、以上、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

（教育長 土井康敬君退席）

◎日程第4 同意第2号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、同意第2号 妹背牛町教育委員会教育長の任命についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中山高明君）（説明、記載省略）

- 議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（宮崎 博君） 討論を終わります。  
これより同意第2号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。  
したがって、同意第2号は、これに同意することに決定しました。  
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時12分  
再開 午前 9時14分

- 議長（宮崎 博君） 再開をいたします。

◎日程第5 同意第3号

- 議長（宮崎 博君） 日程第5、同意第3号 妹背牛町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。  
議案を朗読させます。
- 事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）
- 議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。  
副町長。
- 副町長（中山高明君） （説明、記載省略）
- 議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「なし」の声あり）
- 議長（宮崎 博君） 討論を終わります。  
これより同意第3号を採決します。  
本件は、これに同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は、これに同意することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君）（登壇） それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、町政懇談会のあり方について。通告制を一部導入、それと子育て世代について質問をいたします。この何年か町政懇談会を経験してきました、町民からの質問に關しまして、事前通告制のものをある一部導入し、当日の現場での質問と組み合わせることで、今まで何となく行き当たりばったり、あるいは雰囲気町長を批判するといった感情的なやりとりをよい意味で解消し、参加者のモチベーションをアップする必要があるのではないかと私は考えております。

それから、2番目ですが、今までの町政懇談会に關しましては、町民全て、あるいは地区というふうに空間的に広がりをつけてまいりましたが、年代ということ、町政懇談会が行われている時間帯も含めまして、子育てをしている世代に配慮した対応をすべきではないか。具体的に申しますと、子供を連れのまま会場にいらし、そして保育のきちんと扱いがある対応をしまして、子育て世代に対してどんな要望が町にあるのか受ける体制をとるべきではないか。場所に関しましては、妹背牛の駅前にあります旧幼稚園跡を活用してはどうかなという考えもございます。これを町長に質問させていただきます。

2番目にまいります。パークゴルフ場の利用について。社会資本として勤労者にも可能な利用時間帯の検討。現在、午前8時から午後6時まで夏期の間営業しております。基本的に考えますと、退職者のみを前提にしたものと考えられまして、老人の健康維持に寄与しているのもっともですが、近年健康ブームもあり、メタボ対策も含め、勤労者におきましては早朝あるいは夏期の夕刻に練習したいという要望が私のもとに寄せられております。

これに關しましては、恐らく管理する側としては、管理者を置かないで、こういう時間帯にけがをされたら困るとかということもあると思いますけれども、そこは自分の責任において利用する、あるいは利用カードに早朝、夕刻の利用を可能にするスタンプを押すなどの対応をしてはいかがかと考えます。もう一つは、早朝、夕刻に、ここに利用料金を払わずに練習している方が時々見受けられます。こういう方に対する管理の必要性も含めまして、ご検討してはいかがかと考えます。

3番目、カーリング場の運営についてです。オープニングを1カ月前倒しする検討が必要ではないかと考えております。今まで多くのジュニア選手を輩出してきましたが、近年北海道には、通年型のカーリング場のオープンに伴い、カーリング場を持っているという



意味での妹背牛町の有利さはある程度消えてしまったのではないかと考えております。選手の立場からは、シーズン開始直後の氷になれていない時期に通年型のコートで練習してきた選手と渡り合うのは非常に不利であり、検討を要する問題と思われれます。町のスポーツ振興の中でカーリング場はまた独特の位置を占めておりますし、このことに関して1カ月早くしますと、電気代あるいは人件費がどれぐらいかかるのかお聞きしたいと思います。

4番目、農業の行く末について。IT農業の未来と国内農業の米余りの中での競争力についてお伺いいたします。1つ目、町長が押し進めておられるIT農業の未来は、農家の利益をどれぐらい増加させることが可能でしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

2、これは、TPP以前から問題となっております国内における米余りの現実の中で、国内での米市場に向けた新たな競争力をどのようにつけていくのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

3番目、これは、私も消費者の立場という意味で、安全・安心をさらに進化させる農業という方向性で、例えば、最低でもJAS有機品質の実験田をはじめ慣行栽培との統計比較を行うなど新たな取り組みが喫緊の課題と考えますが、お考えを聞かせていただきたいと思います。

5、外部委託業務の自己評価導入について。本来町が運営すべき業務を委託運営させているものが多数ございます。それらの運営状況について、ある程度自己評価を行い、それらの必要性及び業務の質の検討、点検を年度ごとに公表することが必要と考えますが、この中で私が今考えておりますのは、この間、大規模な補修作業を行いました集排の設備に関してです。

例えば、集排のメンテナンス業務の日常的なものは、地元業者の訓練などを通してサポートすることで地元の技術者を育成し、仕事をしてもらうことも可能になるのではないかと。そのことによって地域業者の技術力を維持、育成し、この近辺で営業できるように育成していく、そういう業者の育成の課題もあるのではないかと考えます。

以上で質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私のほうから1番目から3番目についてご答弁申し上げます。

町政懇談会につきましては、これまでも議員各位からご提案を含めご指摘をいただいているところでございます。町民の皆様方の生の声を町政に反映させ、協働によるまちづくりを進めることを目的として、毎年農閑期の冬場に開催しております。農家地区におかれましてはほとんどの方が参加されておりますが、市街地につきましては出席者が少なく、議員の皆様方からご意見などをいただいております。

開催日を平日の昼間から日曜日の午後とのご意見もあり、今年まで2回、日曜日の午後2時から開催しましたが、出席率の増加には至っておりません。次回開催について、曜日、時間帯について変更も含め検討の余地があるものと考えており、議員ご質問の事前通告制

の導入、子育て世代に配慮した曜日、時間帯、保育などをあわせた町政懇談会を検討させていただき、多数の参加をいただき、多くのご意見をいただきながら、町民参加型のまちづくりをしていく必要があると思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

次に、パークゴルフ場の利用についてでございますが、パークゴルフ場の利用時間の延長につきましては勤労者からの要望ということでございますが、担当としては要望等は聞いておりませんが、早朝及び夕刻の時間帯の延長については、時期的に7月から8月中旬になろうかなと思っております。特に夕刻は、期間が限定されます。時間帯を延長することにより、議員のご提案もあり、何点かの改善点もございます。利用料金の徴収、貸しクラブ等の管理等の人員の確保、特に散水作業については、コースを利用している場合、利用していないコースから散水作業を行っており、特に夕刻を延ばす夏期間については、日中に行うと芝に影響があることから、夕方に散水を行うようにしており、量もたっぷりまくことがよい芝をつくる条件でございます。

時間帯の変更、特に夕刻の時間帯につきましては利用者が多くなり、散水作業によりご迷惑をおかけする状況が多くなると思っております。そのことにより、よい状態での利用も制限されることもありますので、この辺も含めまして、利用形態の議論も必要となってきます。また、現在高齢者事業団に管理を委託しておりますが、時間の延長により、勤務時間の調整などを行うことも検討していかなくてはなりません。労働時間も8時間以上となり、負担が多く、高齢者事業団での委託人員の確保も検討して判断していかなければならないと思っておりますので、お時間をいただくことをお願いし、答弁いたします。

次に、3番目のカーリング場の運営につきましては、現在の11月オープンでの準備作業日程でございますが、9月末に屋内遊戯施設を閉鎖し、遊具の撤去、マット3,000枚以上の撤去を行い、レーンの塗装などを行った後製氷作業に移り、1カ月程度で製氷を繰り返し、レーンをつくり上げております。それにより、11月にオープンをしております。オープンの時期の1カ月前倒しというふうになりますと、8月末に屋内遊戯施設を閉鎖し、先ほどの作業を10月に行い、10月オープンとなることから、製氷作業についてはカーリング協会の会員の皆様が交代で作業を行っており、製氷作業が9月というふうになります。カーリング協会の会員の皆様方は農家の方々が大半で、この時期は農作業関係から、非常に厳しい時期でもあります。

また、さきの定例議会においてオールシーズン開催とのご提案もあり、7月より機械設備会社に、現行の製氷機械の能力の調査を終了しております。その後、そのデータをもとに、現在の製氷能力につきましては、外気温が15度以下の循環冷却式製氷能力でございまして、1カ月前倒しする時期、9月の外気温が15度以下になるということは厳しい状況でございます。そのため、建物を断熱、換気でカバーできないかなど、機械能力と施設の改修での早期オープンが可能なのかを現在調査しておりますので、この調査が終わり次第検討をし、進めたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いし、ご答弁と

いたします。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 4番目の農業の行く末についてお答えをいたします。

1つ目のIT農業の質問でございますが、IT農業を進める理由の1つには、将来的にも経営規模の拡大が進む中で、いかに省力化、労働負荷の軽減を図り、生産性の維持につながるかというテーマを持っております。利益はどのぐらいなのかという具体的な計算は難しいと思いますし、今後どこまで技術が進んでいくのかわからない状況ですが、IT化は持続可能な農業にすることが期待できますし、次世代につながる魅力ある農業になる可能性があるというふうに考えております。

2つ目の米の市場競争力を高める考えのご質問でございますが、ご存じのとおり、本町の米の生産量は20万俵以上あります。これを安定的に全量売することは、市場での相当な交渉力が必要であるというふうに考えております。単独で売るには、これからの状況を考えますと、非常にリスクが高過ぎるというふうに思っております。

今現在、系統を通じて道内の大規模スーパーに産地指定を受けまして流通しておりますが、これからも維持していくことが重要であるというふうに思っておりますし、維持していくためにも、イエスクリーンの取り組みや品質の高位均一化、産地としてももっとPRしていくことが大事だというふうに考えております。今後とも農業組織と協力いたしまして、安定的な取引、少しでも高く売れる取り組みを行うよう連携していきたいというふうに思います。

3つ目の有機JASのご質問でございますが、有機JASにつきましては大まかに、化学的に合成された肥料及び農薬を使用していない農産物を意味すると理解をしております。これを米に適用している方は、全国でもごく少数であります。余り広がらないのには、それなりの理由があるというふうに考えております。

大きな理由の1つとして、病虫害の危険性があることが考えられます。無農薬でも、いもち病、あるいはカメムシなど、それなりの対策はあるというふうに思いますが、技術的に確立されていないというふうに思いますし、他の圃場に病虫害が拡散するリスクがあり、取り組むには危険性が高いというふうに思っております。

また、雑草対策も今の技術では処理に時間がかかるものと思っておりますし、本町は今後も規模拡大が進むものと思われまして、いかに省力化し、生産を維持していくかという問題と逆行することが考えられるということで、現段階で町単独で取り組むことは困難であるというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから5番目、外部委託業務を検証する必要性についてご答弁申し上げます。

町の役務業務委託は各課にわたり多数ありますが、建設課所管の業務についてお答えし

たいと思います。建設課では町道除排雪業務外24件、簡易水道事業では簡易水道施設維持管理業務外2件、農業集落排水事業では農業集落排水施設維持管理業務外6件の計35件であり、全て単年度契約となっております。それぞれの業務については、毎年予算作成時期並びに発注時期に必要なをはじめとする内容を検討をしております。

それから、農業集落排水施設維持管理業務の内容については、汚水処理施設の浄化センターが1カ所、真空ステーションが3カ所、マンホールポンプが5カ所、真空弁325カ所、区間弁48カ所を管理する業務となっております。管理方法については、浄化センターは週3日の常駐管理で、汚泥脱水機の運転、各機器運転状況の確認、記録、しき及び沈砂の除去ほかの水質管理及び汚泥管理であります。真空ステーション、マンホールポンプは月1回の巡回管理で、各機器運転状況の確認、記録や附帯設備の点検、記録であります。真空弁、区間弁については、異常時に点検、記録を実施しております。また、警報及び異常が認められた場合については、昼夜、休日を問わず緊急出動して処理をしているというのが業務内容となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） 1番目の町政懇談会についてです。協働によるまちづくりということですが、問題は、一般町民の年齢構成を全部一遍に集めて話をさせようとしたとしても、年代ごとに興味のあるテーマというのは分かれておまして、この七、八年ずっと町政懇談会を伺っておりますと、若い世代、子育て世代はほとんど見えていないなということを感じいたします。

今、まちづくりの中で子育て世代、とりわけ30代、20代後半から40代の方たちというのは非常に忙しいことと、子育てという生活の中で、町政に何か話しかけようと思う、なかなか暇もなく過ごしておることと思います。これに対して行政側が、こういうニーズがあるのではないかといろいろ尋ねる大きなチャンスをこちら側からつくっていくという姿勢が、私は町民に対して開かれた町政としてすごく必要なのではないかと感じております。ですから、特に子育て世代に関しましては別枠の対応をすべきではないかという考えのもとに今回質問をさせていただきました。

それから、事前通告制、後先になりますが、これも、別に議会がやっているような答弁のやりとりを期待しているわけではなく、どういうテーマに関心を持っているかということ町民に最初に知らせることによって町民の意識を喚起するというやり方を少し取り入れるべきではないかという考えのもとに今回は質問させていただきました。ですから、若い世代を私たちと一緒に討論してもらおう場所に引き出すというテーマで、時間帯だけではなくて、別枠で取り組むべきではないかという意味で再質問をさせていただきます。

2番目のパークゴルフ場の利用についてですが、もちろん散水の時間がなければ芝は育ちません。それから、貸しクラブ等の管理、それから時間外業務というか、8時間を超え

て業務する人を見つけたり、あるいは管理するお金がまたふえると。私、議員の立場でこういうことを言うのもちょっとどうかと思うのですが、管理外の時間は自己責任で使っていただく。それから、管理しない時間帯には、メンバーズカードに判こを押して、散水の業務を邪魔しない、貸しクラブの対応はない、そういういろんな条件をつけて、ある程度緩和するということを含めて検討していくべきではないかと考えておりますので、再質問をさせていただきます。

3番目、カーリング場の運営について。私も、1カ月オープンを早めると、恐らく製氷作業にかかわっておられる99%の方は農作業の時期とぶつかるのではないかとというふうに危惧をいたしております。これに関しましては、今課長から答弁いただきました現実と、それから断熱効果と、それから製氷作業が可能かどうかという能力の問題も含めまして、私もずっと考えてはおりました。ただ、妹背牛町のジュニア選手を輩出してきたというカーリング場の一つの伝統をこのまま終わらせてしまうのかなということに危惧しております。これに対しては一定程度、きちんと対応するべきではないかと考えております。

それから、ここから派生してきます問題として、1カ月、もし早めると、8月の段階で子供たちが遊びに来てくれる場所を閉ざしてしまうという非常な問題も出てくると思います。ですから、ここら辺をどういうふうに考えるのか。あるいは、秩父別にこれからできる遊び場に全部吸収されるのもおもしろくありませんし、そこら辺の調整を真剣に考えていくべき時期がカーリング場に関しては来たのかなという感じで、私はそのことに関してもう少し突っ込んだ答弁をいただきたいと思います。

4番目、農業の育成について。今、課長答弁、私たちのまちでは20万俵の市場での交渉力が必要で、イエスクリーンを支持して、つくっておられるという私たちの取り組みも非常に大事だと。ただ、私は、イエスクリーンの取り組みが、市場での競争力という前に価格交渉力において、例えば農協で高く買ってもらえるのか、つまり現実の農家の利益につながっているのかという問題をお聞きしたいと思います。つながっていないのではないかと。

もう一つ、高く売れる方向の働きかけ、交渉力と申しましたけれども、高く売れるということは相手がいるわけで、私が3番目にJAS有機品質の実験田を最低でも始めるべきではないかと申ししたのは、お客の志向が安全・安心を、イエスクリーンを超えて進んでいると、こういう市場に対しまして、今、妹背牛町の農政が単独ではできにくいとおっしゃいましたが、それでは経済団体である農協、あるいは農業試験場がこちらの方向に向かって進化しているのだろうかという疑問も私は感じております。

ですから、うちのまちだけで病害虫の問題、それから雑草対策が技術的に確立されていないものを確立される方向に進めるという意味で、私たちもまた勉強すべきではないか。そういうことをしていない状況のときに、妹背牛町政がそこに切り込んでいくべきではないか。別にそこから病害虫が飛び出て、妹背牛町の米をだめにするというのではなくて、私は、町単独ではできないというのは、ちょっと答弁としては弱いのではないかと考えて

おります。

それから5番目、今課長から答弁ありました、真空弁325カ所含め、週3日、在庁して職員が対応していると。それから、緊急のアラームが鳴った場合は、昼夜24時間の対応をいただいていると。これは、私も最近経験したことで、よくわかっております。

問題は、昼夜24時間、これも全部委託しておるのですが、現実これに対応する人が妹背牛町に在住しているのかどうかということも含めて、今回の下水に関しては、うちは内排水処理が非常にうまくいきましたので、皆さんの努力のもと、内側の排水に関しては問題が起こりませんでしたけれども、これに関して問題が起きたときに、町内に業者がいて、俊敏な対応ができるというふうに育てていくという方向が望ましいのかなと思ひ、再質問をさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから町政懇談会のあり方について答弁したいと思います。それと、飛びますけれども、カーリング場について1番と3番を答弁したいと思います。

まず、町政懇談会のやり方につきましては、市街地区につきましては、いろいろな職業の方、あるいは高齢の方もおられることから、この方々をどう行政に関心を向けていくかということが出席率増加の一つの課題ではないかと思っております。これまでも1区連合会では、町内会長さんに出席を働きかけてもらうことにより、多くの皆さんの出席をいただけるよう取り組んでまいり、町政懇談会は町民参加型が基本であり、町民の皆様の生の声をお聞きすることが理想ではありますが、ご指摘の通告制の一部導入も踏まえて、ご意見をいただくことも検討し、協働によるまちづくり、住みよいまちづくりに反映していくべきと思っておりますので、今後また改善していきたいと思ひます。

また、若い世代、子育て世代などを対象とする懇談会を開催する考えであります。過去の町政懇談会から見ても、市街地区は非常に出席者が少ない状況であります。農家地区に当たっては、町政懇談会のほか、農協青年部あるいは女性部、フレッシュミズなどと定期的に懇談をして、ご意見を伺っておりますが、市街地では商工会青年部、女性部の総会以外はそのような懇談はなく、各町内の総会にも参加が少なく、意見交換ができる機会をつくることも必要と考えております。

また、町で行っております乳幼児健診等保健事業で、子育て世代の行事などにお時間をいただき、ご意見をいただくことも検討したいと思っておりますので、今後、各関係課とも連携できるか判断することで答弁をしたいと思ひますし、最初の1回目の質問で旧幼稚園舎の利用がありましたけれども、定例会終了後、その件につきましてまた議会の皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、若干方向性が変わるというようなあれもありますので、ぜひご理解をお願いしたいと思ひます。

パークゴルフ場については、担当からお願いします。

○議長（宮崎 博君） カーリング場と町長言っていましたけれども。

○町長（寺崎一郎君） ごめんなさい。カーリング場につきましては、先ほどとも若干重

複しますけれども、機械設備については、現行の冷却能力では厳しい状況であり、屋外にある冷却タンクの増設が必要ではないかという調査結果が出ております。今後、調査結果をもとに製氷作業体制、改修費用などを検討して結論を出したいと思っておりますが、先ほど申しましたとおり、作業員の関係、あるいは1カ月前倒しすることによる費用対効果、先ほど議員ご指摘の夏バージョンの利用客の動向など、あるいは町民の声を聞きながら議会とも相談し、最善の施策を出していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） パークゴルフの利用の時間延長につきましての再質問でございますが、私のほうから改善点何点か申し上げましたが、田中議員のほうから改善点について、このような形でのご提案をいただきました。また、それにつきましては検討するというご答弁を差し上げておりますが、確かに利用者のご理解をいただかなければマナー体制が整わないということでございます。

本町のパークゴルフにつきましては、コース管理について細心の注意をしており、グリーン芝高については3センチ程度ということ、フェアウエーにつきましては3センチという刈り込みをします。それについても往復の刈り込みということでございます。ラフについては、セミラフと分けた形で7センチから9センチ、また10センチ以下というような基準を設けた中で作業をしておりますので、近郊の中では相当いい芝状態になっております。

これも皆様方利用者の方々に8時から6時までという時間帯を設けた中の成果だというふうに思っておりますので、延長する場合については、利用者の希望はもちろん達成はしたいというふうに考えておりますが、その点も含めまして検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げ、ご答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） まず、イエスクリーンのメリットということでご質問があったかと思いますが、手元にその資料がございません。ただ、イエスクリーンあるいは減農薬については、1俵当たり数百円程度高く買い取るといったことがございます。

それと、無農薬の関係につきましては、国及び道の研究成果がないということでございまして、私が記憶している限りでは、国においては紙ロールを田に敷く研究がされたということを覚えております。ただ、そうしますと非常にコストが高いという面がございまして、それといもち病、あるいはカメムシの病気については伝染性が高いということで、万が一ということが考えられますから、今の町の知識あるいは技術レベルでは危険を冒すことはできないということで、今後、国、道でこの技術を確立するよう要望なりしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから外部委託業務を検証する必要性についての再質問についてご答弁申し上げます。

役務業務は、地元業者ができるものについては地元業者に請け負っていただけることがよいことと考えておりますし、それが本来の姿かと私は思っております。しかし、受託者は、一定の資格要件及び経験を条件として、指名競争入札を経て契約をしております。維持管理業務は手足の業務委託とは考えておらず、業務仕様書をもとに、受託者の裁量で水質管理、施設管理を行っております。地元だからといっても、一定の経験も含めて受託要件に合致しなければならないとも考えております。

なお、受託者は、真空弁の監視センサーの修繕等については地元業者に発注をしております。また、業務の従事者であります、地元に住んでおられて、作業員として勤務しております。ですから、警報の緊急出動の対応については一番に出ると。そして、人が足りなければ応援が入るといような、現在体制となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） 4番目の農業のことについてだけ質問させていただきます。

国と道が有機農業、JAS有機品質をつくっておりますが、これを本気で推し進めようと思っているかどうかということに関しましては、私は非常に疑問を呈しております。それから、これは自民党、現在の与党の国会議員の発言でございますが、留萌港を整備しまして、ここから北海道の農産物を輸出しようと、TPP対策としてそういうことを話しております。

輸出というのは、相手が欲しがるものしか輸出できないわけで、相手が欲しがる品質というものがイエスクリーン米で対応できるのかどうかという質問を私はその国会議員に対して持っておりますし、それから輸出、輸出と言いますが、国内の米余りの現実に対して、高品質の米を求めている。安全・安心という言葉をお使いになりながら、まだ減農薬でおしまいになっている。この中で、減農薬が1俵につき数百円高で取引されている。簡単に言いますと、現在の米の取引の数字が2倍ぐらいにならないと、農家は生き残っていけないと思っております。

ですから、そういう品質に向けて、道あるいは国を動かしながら町も動いていくのだという見識がなければ、大型圃場に向けて機械化していく、IT化していくというだけでは、私は担い手がふえるとは思いませんし、利益が上がって、頑張った分だけもうかる、農家が生き残っていけるとも思っておりません。

ですから、私のまちの農政に関しましては、道あるいは国に予算を取りに行き、私のまちで有機農業を研究させてくれと、そういう予算をきちんと取って、そしてTPP対策、単に政治的に反対をするだけではなく、その交渉力の中で、私たちの農業が本当に消費者に必要なものとして、価値あるものとして値段を上げていくという方向に国を動かし



ていってほしいと私は考えております。そういうことに関しまして町長のご見解を最後にお聞きして、終わりたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 4番全体について答弁したいと思います。

まず、お米につきましてですけれども、本年度から取り組みます北彩香プレミアム、あるいは完熟米北彩香の真空パックはふるさと納税への返礼品として取り組んでおりますが、妹背牛米を広く認知してもらうためのPR手段であり、これを少しでも拡大していきたいと思っておりますし、これまでの協力ということで、コープさっぽろお米探検隊、あるいは町としてはあくまでもPRの範疇を超えない姿勢ということでふるさと納税の返礼品を考えておりますし、各イベント、オータムフェストを含めまして、今年は北空知信金さんの連携事業を活用させていただきまして、九州宮崎県都城へ2人を派遣して、お米のPRをしてこようというふうに思っているところでございます。

また、IT農業を進めるには、国営等の土地改良事業の大型化とも同じですが、省力化に努め、将来的には遊休農地を出さない、本町の美田を次の世代に託すための一つの手法であると考えていますし、これからも道営も含めて土地改良整備事業には取り組んでいきたいと思っております。

また、米の市場競争力を高める必要性はもちろんです、町単独で取り組むことは、ずっと言っておりますけれども、大変厳しいものがあると思っております。生産を基盤とするJAが中心となり、行政ができること、できる限りの支援をしていながら、関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

また、JASにつきましては、課長答弁のとおり、現在の技術では取り組むことはちょっと難しいのかなと考えますけれども、栽培技術の確立に向け、また関係農業者と今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、田中一典君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（宮崎 博君） 再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問いたします。

質問の第1は、改正農業委員会法に関連し、質問します。昨年の国会で、農協改革関連法の一環として農業委員会等に関する法律の改正が成立しました。まず、改正で農業委員会の性格や位置づけがどう変わり、また変わらないのはどこかという問題です。その性格

の一つは、農地法などに基づく農地行政を主に担う行政委員会です。もう一つは、委員の多数が農民の直接選挙で選ばれることや、農民の意見を農政に反映することが業務の一つとされることから生ずる農民の代表機関という性格です。

1951年、昭和26年、制度の発足時の基本的考え方は、農地制度の運用及び農業全般にわたる問題を、農業者の総意と自主的な協力によって総合的に解決していくための農業者の民主的機関でした。その後たびたび法改正がなされ、農業の構造政策、大規模化の推進を担う役割が強められました。さらに、1999年、平成11年には食料・農業・農村基本法、2009年、平成21年には農地法の改正などに伴い、農政の下請機関としての位置づけが一層強まりましたが、農民の代表機関としての性格は維持されてきました。

しかし、今回は、従来の延長と見るわけにはいきません。法律の目的から農民の地位向上を削除し、委員の公選制を廃止し、意見の公表、建議を業務から削除するなど、農業委員会の農業者の民主的機関としての性格を法律から消し去り、制度の根幹を変質させる内容だからであります。

そこで、幾つか質問いたします。1つは、法の目的、第1条から農民の地位の向上を削除しました。農水省は今回の改正を、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするためと強調しています。一体なぜこれが農民の地位向上をより明確になるのでしょうか。

2つに、農業委員会の公選制の廃止が盛り込まれました。それ以前は、農地の所有者や耕作者から委員が信任され、その意見を農地行政や農業振興策に反映させる上でも不可欠とされてきましたが、これがどうして公選制を廃止しなければならない理由になるのでしょうか。農村の現場に公選制は不都合という声があるのでしょうか。

3つに、意見の公表、建議などを削除したことです。その理由は、農業委員会の業務を農地利用の最適化の推進に力点を置くためと断言しています。意見の公表、建議は、多くの市町村で自治体への農業振興策の提案、このことについては、妹背牛の農業委員会は毎年欠かさず建議しているという特筆される活動を進めています。また、政府へのTPP反対の意見書の提出などで、農業委員会が農民の声を代弁する重要な役割を果たしてきました。今回の法文からの削除はこの役割を実質的に否定するものですが、これをよしとしたら、農業振興の提案や農民の声を代弁する策はほかにあるのでしょうか。以上3点伺います。

次に、次の臨時国会でもTPP批准を狙っていることに関連し、黙っていていいのかということが今私たちに突きつけられていることについて質問します。毎回のように私はTPP問題に関連し、質問してきました。この問題が、今度の臨時国会で数に物を言わせて批准してしまおうという動きが出てきています。幾つかの問題を指摘したいと思います。

第1に、選挙公約と国会決議違反は明白であるということです。このことには多くを語る必要もないでしょう。国会での短期間の審議でも、1つに、TPPには関税の撤廃、削減をしない除外の規定が一切存在しないこと、2つに、日本だけが7年後にアメリカなど農産物輸出大国5カ国との間でさらなる関税撤廃に向けた見直し協議を義務づけられてい

ること、3つに、守った、守ったという聖域5品目も、細目で見れば、無傷のものは一つもないということでもあります。こういう事実を国会審議で、石原TPP担当大臣も森山農林大臣も認めざるを得ませんでした。

第2に、国民と国会に徹底した秘密主義を貫いているということです。政府は、甘利前大臣とフロマン通商代表との交渉過程については、タイトルと日付以外は全て黒塗りの資料を提出した上で、担当大臣は交渉経過は答弁できないの、この一点張りでした。国民と国会に秘密主義を貫き通す姿勢は、重大な民主主義違反です。それでも諦めないのが安倍政権です。これでは安倍政権に食料自給率の向上、家族経営を支える農政に転換すること、北海道農業、妹背牛農業の発展を託すことができるでしょうか。

加えて言えば、国会閉会翌日の6月2日、安倍政権は、骨太方針や日本再興戦略などを閣議決定しました。TPPは農業にとって大きなチャンス、TPPの早期発効をうたい、TPP断固推進の姿勢を強調しています。しかし、ご存じのとおり、アメリカでは、2人に絞られた大統領候補が、TPPはばかげた協定、雇用を奪うTPPには反対とTPPに猛反対し、アーミテージ元国務長官がオバマ政権でTPPの議会通過は難しいと述べるなど、反対一色であります。国会内外ではもうぼろぼろであります。

加えて、TPP大筋合意後に出されたTPP対策の補助事業、産地パワーアップ経営体育成支援事業、畜産クラスター事業などは、家族農業を行っている農家はほとんど活用できない内容になっています。事業を当てにして農業機械を販売しようと思っていた販売会社も、ハードルが高くて、ほとんどの農家が活用できないと嘆くほどです。

その条件は一体何なのか。輸出農業に切りかえる。規模を拡大し、法人化するなどで、いわば輸出向け農業、ここには幾らでも国費を導入するが、国民に供給する農業には補助金は出さないというものであります。以上、TPP批准を取り巻く内外情勢や国内農業対策の現状を指摘しましたが、否定されるところがあれば挙げてください。また、TPP国会批准をさせない決意があれば、お答えをいただきたいと思います。

次に、安倍政権が目指す2018年度の医療改革に関連し、質問します。その第1は、後期高齢者の保険料を値上げすることです。老人福祉法には、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとうたわれています。しかし、今の自公政権は、社会保障制度を改悪し、社会の功労者の生きがいと人間らしい生活を奪っているではありませんか。

2008年に75歳以上の高齢者と65歳以上の障がい者が後期高齢者医療保険制度の対象となりました。その際に保険料が急激に上がることになり、政府は反対の世論を抑えるために特例措置を設けざるを得ませんでした。

後期高齢者医療保険料は、被保険者1人について一律の負担となる均等割、それぞれの収入によって定められる所得割を合計したものです。国民健康保険の場合は、均等割は最高でも7割の負担軽減ですが、後期高齢者の保険ではさらに9割と8割5分軽減が特例

措置として設けられ、この北海道では約24万7,000人の保険料が軽減されています。また、新たに保険料負担が生じた元の扶養者に対する5割の軽減を受けている方が約6万人、所得割の負担軽減を受けている方約7万人と、これら合わせて約38万人が特例措置の保険料軽減を受けています。

しかし、厚生労働省は、この特例措置は暫定的なものなのだと、こう言いながら、2017年度から廃止しようとしています。均等割9割軽減の人は3倍、8割5分軽減の人は2倍、被扶養者軽減の人は10倍以上になる場合もあるわけです。政府はこのようなことに何の後ろめたさもないのでしょうか、行政側としてその痛みはどのように感じ取っているのでしょうか、老人福祉法に触れないのでしょうか、率直に質問いたします。また、特例措置を受けている人数、元の扶養者に対する5割軽減、所得割の負担軽減を受けている人数は何人になっているのでしょうか、あわせて質問いたします。

第2に、療養病床削減について質問します。療養病床は医療保険適用と介護保険適用があり、いずれも期間の制限がないために、長期にわたり療養を必要とする患者が入院の対象となっています。北海道の療養病床数は、医療療養病床が約1万7,400床、介護療養病床は約3,200床です。医療療養は療養病床入院基本料が定められており、廃止される対象の病床は、入院患者25人当たり看護職員は1人以上、ここで約3,600床が対象となります。介護療養病床と合わせると、6,800床が削減される可能性があるかと伝えられております。

生存権の保障という観点から見ると、医療区分1の人、区分3、これは24時間の持続点滴、中心静脈栄養などを行う患者さん、区分2は、透析やひっきりなしに血糖測定を行う患者さん以外の患者さん。でも、入院医療が必要な患者さんがいるということです。削るだけではなく、医療区分2と3の対象になる視点での議論もするのが当然ではないでしょうか。道内7,000床に影響する生存権保障の観点から見ても人間味もない大きな問題となりますが、対象となっている患者さんへの影響はないのでしょうか。あわせて、この妹背牛町の影響はないのでしょうか、質問いたします。

最後に、高校跡地利活用とまちづくりに関して質問します。高校閉校以来、予想よりも早く校舎が解体されてしまいました。その直後は、強風が来たらほこりで大変になるだろうなという町民の心配の声も、雑草すら刈らないのだろうかという声もある中で、見る間に草丈が伸びて、そのままお盆も過ぎ去りました。害虫は喜び、育つでしょうが、環境衛生上から見ると、見るに忍びないひどさでした。まさに後は野となれ山となれと言わんばかりの態度に私は怒りさえ覚えました。幸いに町教委では、窓口を通して道に、せめてお盆前に草刈りをと要請をしていただきました。これには、お盆後になったとはいえ、応えていただきました。町教委の迅速な対応には敬意を表しています。

今、町民の中には、一体町は高校跡地をどうしようとしているのかと当初は期待がありました。しかし、今は不安に変わりつつあるのです。高校跡地の利活用とまちづくり構想が見えてこないのです。これに関する協議会も立ち上げられ、800万円を超える予算

を組み、町民アンケートも調査されました。財政調整基金も多くはありません。ご苦労が先に見えるような気がします。今がチャンスではないでしょうか。

多くの若者は、知恵をたくさん持っています。私の弱い分野の横文字、インターネット、ワイファイというスポットが欲しい、ハブタウン、ハブシティ、次から次と横文字が飛び交います。高校跡地の一角にバイクの駐車場、休憩ハウス、そこにちょっとした芝生、寝転んで休息したい。ここには大きな発想転換が秘められています。

妹背牛は何もないまちだ。しかし、誇れるかけ流しの温泉があるではありませんか。庁舎には4階まで上がれるエレベーターがあり、360度のパノラマを楽しめる。晴れの日には隣のまちも見えます。ウォータースライダーがあり、子供たちは水遊びをし、その後カーリングホールで遊具で遊んだり、涼んだり、お母さんの子供の見守りにも本当に安心です。

そして、この北空知には、すばらしい観光もたくさんあります。宿泊も当然できます。そこで、お知らせします、旅の中継所妹背牛町、こういう売り込みも重要ではないでしょうか。北空知からの発信の地、大きなお知らせ板、ちょっと休憩していこうよ、そこから広がる町内散歩、発想の転換で、いいアイデアが出ないでしょうか、質問いたします。

お年寄りからの希望で多いのは、西側にも会館が欲しい。ちょっと休憩したいんだ。気楽にお話ができる。ちよくちよく町長さんにも会いたいと言っているのです。そして、福祉施設も欲しい。これには雇用もふえます。大きい施設はお金がかかり過ぎる。小さい施設でもいいんだ。このまちから旅立ちたいんだよと、切ない願いもあるわけです。

人まねがあってもいいではないですか。ほかのまちのまねがあってもいいではないですか。それより少しよいものを考えれば、進むことができるのではないのでしょうか。すぐにできるものは少ない。しかし、これを目指したい、その意欲を町民に示すことが、町民にとってはやる気と希望が湧いてくるのではないのでしょうか。いつやるのですか。今でしょう。今しかありません。まちづくりビジョンをぜひ示していただきたいと思います。

以上質問し、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農業委員会局長。

○農委事務局長（篠原敬司君） 1番目の改正農業委員会制度についてお答えいたします。

今回の改正におきましては、昨年9月に農林水産業地域の活性化創造プラン等に基づく6次産業化による高付加価値化、海外マーケットも視野に入れた需要の開拓、農地中間管理機構による担い手への農地の集積、農地利用の最適化等を目的とする農政改革の成果を上げるために環境を整備していくことが必要不可欠であることから、農業協同組合、農業委員会、農業生産法人について見直しを行うことを目的とした農業協同組合法等の一部を改正する法律に基づいて農業委員会法の一部を改正したものでございます。本法律につきましては、本年4月1日より施行されてございます。

質問の1つ目であり、今回の改正がなぜ農民の地位向上がより明確になることかとの件でございます。昭和26年制定時から幾度の法改正、農業情勢の変化、農業経営の変

化等により、国は法律施行時から現在に至るまでの状況を踏まえ、農民の地位の向上に寄与するという目的から、地位が確立、達成したとの判断により法文より削除し、最も重要な業務として、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化、つまり担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進をよりよく果たせるようにし、さらなる農業、農地利用の推進のために、目的ではなく、所掌事務として法第6条第2項に新設を行ってございます。

質問の2つ目であり公選制の廃止でございますが、また農村の現場に不都合という声があるかとの件についてでございます。公選制の廃止においては、法成立まで、農業委員は公選制による委員を中心として、地域農業者から選ばれた代表として信任を得ることからこそ、農地の権利調整に関与し、農地を守る視点に立った業務を進めることができるものであり、公選制こそが農業委員会業務の推進に不可欠と訴えてきましたが、国は、地域の農業をリードする担い手が不透明なプロセスを経て確実に就任することを防ぐために、また認定農業者が過半数以上確保及び中立的な立場で公平に判断することができる者を登用するために、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更したものでございます。

また、農村の現場における公選制の不都合という声については、全国的には兼業農家が多い本州の大都市近郊では、委員のなり手不足による不都合という声は出ているようでございます。しかし、北海道を含む他県におきましては、不都合との声は一切出ておりません。

次に、3つ目でございますが、意見の公表、建議などを削除した理由は何かとの件でございますが、法案検討時においては、意見の公表、建議は法的根拠がなくても行えるとの判断により、削除されてございました。国は、関係機関、行政機関、団体において、農業者、集落、農業団体の声を行政に反映することができなくなるということから、法第38条、関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出を新設し、農業者の声を直接届け出るようにされてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） TPPに関するご質問にお答えをいたします。

ご指摘につきましては、完全には否定できないかと思っております。国会決議違反であるかは、前にもお答えしたかと思っておりますが、濃いグレーだと感じておりますが、ここでは断定はできないということでございます。

細かい部分でいいますと、産地パワーアップ事業につきましては、近隣町のカントリー施設の改修に適用されているということでございますが、相当厳しい条件があります。また、個人の農業機械につきましては、担い手確保経営強化支援事業が該当となります。本町においても、これから町内、希望を取りまとめるという予定でございます。しかし、予算規模が非常に少ないということで、十分な対応とは言いがたいというふうな状況でございます。いずれにいたしましても、TPPに対するセーフティーネットが万全でない限

りは、庁舎の懸垂幕のとおり、断固反対の立場でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 3番目の医療改革についてご答弁申し上げます。

1つ目の後期高齢者医療制度の特例措置の廃止のご質問でございますが、6月にも一般質問を受けておりますので、一部重複するような答弁になろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

後期高齢者医療制度は平成20年度から開始され、8年が経過いたしております。この制度の対象者は75歳以上で、低所得者が多数を占めていることから、制度施行に当たり、低所得者の保険料軽減として、均等割9割、8.5割の軽減、所得割5割の軽減、元被扶養者の保険料軽減として均等割9割の軽減となっており、低所得者に対して特例軽減措置がなされてございます。

今後、保険料軽減特例は段階的に縮小することになっておりますが、平成26年度から特例軽減とは別に軽減対象の拡大として、均等割2割軽減、5割軽減の軽減対象となる所得基準の引き上げにより、所得金額によっては軽減なしの方が2割軽減へ、2割軽減の方が5割軽減へとそれぞれ低所得者に配慮した軽減の範囲が拡大されてございます。激変緩和措置の具体的な内容については、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給とあわせて今後検討していくことになってございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、特例措置を受けている対象者数でございますが、本町では被保険者数804人に対して、均等割の9割軽減が177人、8.5割軽減が285人、所得割軽減の5割軽減が85人、元の被扶養者の9割軽減が83人となっております。

以上、答弁いたします。

続きまして、次に医療病床削減についてご答弁申し上げます。削減された場合、対象となっている患者さんへの影響はというご質問でございますが、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続できるような切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するために、平成26年6月に地域医療介護総合確保推進法が成立しており、この法では、医療法の中で医療計画の一部として地域医療構想が位置づけられてございます。

これを受けて昨年、北空知圏域地域医療構想調整会議を設置し、2025年時点での必要な病床数を現在の606床から522床、14%減にする病床数を示し、これをもとに道は、道内各医療圏の必要病床数を反映した地域医療構想を策定する予定となっております。策定に当たり、道内の21ある2次医療圏の2015年の病床数7万9,585床を2025年までに7万3,190床、8%の減とする必要病床数が示されてございます。

2025年までに症状が軽く、集中的な医療が必要ない慢性期の患者は自宅や介護施

設等での治療に切りかえることで、病院で治す医療から、病気を抱えながら地域で生活していく支える医療に変化していくことが重要だと考えております。このことから、今後は患者の状態に即した適切な医療、介護が適切な場所で受けられる介護施設や高齢者住宅等の住まいの確保、在宅医療、地域包括ケアシステム構築などの施策等が検討されており、これにより患者への影響は多少なりともなくなっていくものと考えてございます。ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから高校跡地の利活用とまちづくりのビジョンについて答弁を申し上げたいと思います。

高校跡地については、校舎が建っていた当時は、一体的には利用できないとのことから、民間に対する利用の公募を行い、民間の応募もなく、平成26年、27年に解体をされたところでございます。解体工事も、本年5月25日に整地などを終えて、解体が終了し、道の利用がない場合、次にまちの利用となれば、まちがなければ民間に対して利用の公募を行う順位であり、3月、6月の定例会でもご質問があり、答弁をいたしておりますが、道と高校跡地の無償譲渡、教員住宅の解体及び譲渡、地域おこし協力隊員の住宅としての賃貸など協議を行っており、地域おこし協力隊員の住居については、8月25日より賃貸契約を終え、2人入居しております。

さらに、先ほど議員のご指摘のとおり、高校跡地の雑草処理については、町内会あるいは隣接の住宅に住まわれている方から電話にて情報を受けており、管理窓口の深川西高校に伝え、現場の確認などをして、8月27日に校舎の草取りを終えております。

校舎跡地の無償条件は、公共施設等の土地利用についてはとのことから、役場庁舎内の課長会議において無償で譲渡協議を行うため、利用構想について協議を今しているところでございます。

現段階では、約3ヘクタール、約9,000坪の土地を3つに分け、町民交流ゾーン、多世代交流ゾーン、憩いの場のゾーンに分け、若年層の流出防止、雇用対策の強化、子育て支援の充実、あるいは移住、定住対策の強化を目指し、整備構想案を取りまとめているところでございますし、議会からもご質問がありました西4町内、南2条町道の道道までの新設とあわせて、もしこのゾーンができれば、各施設の敷地内に道道と平行して道路が1本要るのか、あるいは南北に1本要るのか、その辺を検討しながら、一緒に取り進めていったほうが効率的であると今建設課と設計図をしているところでございます。

また、地方創生会議においてのアンケートの調査でのご意見を取り入れ、構想図と大まかな年次計画などを示し、策定をし、道の教育庁総務課政策局施設課との協議資料とする準備を進めてまいっているところでございます。今後、議会の皆様方にもご提案、ご意見をいただくよう、お時間をいただくことをお願いいたしまして、1回目の答弁といたします。



○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） まず、農業委員会法の改正に関連してですが、法の目的から農民の地位向上を削減したというのは事実であります。その理由は、担い手への集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進をよりよく果たせるようにするというふうに最後にくっつけであるようですが、私は、新規参入に道を開く、このように言っているというふうに理解しているわけです。

例えば、農業委員会が必須業務として、農地の移動、転用の許可業務など、第6条第1項ですが、これに加えて第6条2項として、農地等の利用の最適化の推進、こんな日本語があるのかなというわけのわからない言葉で位置づけしているわけですが、そのための指針を定めるものなのだとすることで義務とされたわけです。農地の集積や耕作放棄地の解消などは、これまで任意業務とされていたのです。それで充分であったと思うのです。どこかここに不足があったのでしょうか。私はないと思うのです。

それから、2つ目の公選制の廃止については、私はこれは本当に民主主義の重大な後退だと率直に指摘したいと思うのです。任命制になれば、恣意的だと。つまり、気ままな心で自分勝手な考えで人選をする、そういう懸念が出てくるわけです。こないとは言えませんが、その辺はどのように感じ取っているのでしょうか。蛇足になりますが、農協、農業共済組合、土地改良区からの選任もなくなるわけで、町長の任命委員も一本化されることになるということも確認したいと思うのですが、違うことがあれば指摘してください。

意見の公表、建議などの削除については、答弁のとおり、38条がわざわざ新設されたのです。意見の公表できるよ、建議できませんよと言っておきながら、いやいや、できるのですよ。ちゃらんぼらんではありませんか。どこに整合性があるのかと僕は非常に不思議に思うのです。無理くり、こういう農基法改正に乗じて、農業委員会も一遍にやってみましょうかというようなことで進めた結果がここにもあらわれているのではないかなというふうに思うのですが、むちゃな言い方でしょうか。改正に伴う町条例の改正、この時期はいつになるかということもあわせて伺いたいと思います。

T P P 関連。完全に否定できないのは当然のことだし、課長は強力に断固反対していきたいのだという力強いお言葉がありました。私はここで2つの事実を示したいと思うのです。1つは、T P P の国内手続が完了した国はまだゼロなのです。一つもないのです。年内に承認は、せいぜいできるのは3カ国程度だと伝えられています。12カ国あるのです。そのうちたった3国ぐらいかなという感じなのです。日本政府によると、各国の承認は大幅におくれている。当たり前です。12のうち3しか進んでいないわけですから。

国内総生産が、GDPですが、85%を占める6カ国が承認しなければ、これは成立しないのです。効力を失ってしまいます。つまり、消えてなくなってしまうのです。国内総生産の60%を占めているのがアメリカです。ここでは、報道でも騒がれておりますクリントン、トランプ、両大統領候補は猛反対。先ほどお話ししましたが、フロマン通商代表は、

年を越せば承認がいつになるか不透明になってしまうとまで言っているのです。いわば壊れてしまっても仕方がないですよと言わんばかりです。

僕がここで驚いたことは、アメリカがTPP法案作成に着手したのは6月なのです。しかし、日本はどうだ。3月に始めているのです。アメリカよりも早いのです。3カ月も。いかにTPPに前のめりになっているかがここにもあらわれているわけですが、JAグループを今まで本当に口汚くののしってきた、TPPを推進してきた農水省のOBは、日本では言えなくて、アメリカでこう言っているのです。TPP承認は来年以降も不可能ではないかという悲観論が漂っていると告白しているのです。これが一つの事実です。

もう一つ挙げれば、このサミットに向けて安倍首相が3月に開いた勉強会です。ここに招かれたのは、ノーベル経済学賞受賞者のジョセフ・スティグリッツという教授です。この教授は、TPPは悪い貿易協定だというコンセンサス、つまり意見の一致が広がりつつあり、アメリカ議会で批准されないだろうと指摘しています。同教授はさらに、TPPは新しい差別をもたらし、環境保護などのための経済規制手段を制限するとぼっさりと切り捨てているのです。日本とは全く反対です。自分の国の食料、自分の国の経済を守ろうとしない。ここにもはっきりあらわれています。教授は直談判で指摘したわけで、首相は都合の悪いことは聞こえて聞こえないふりしているのです。マスコミもそうです。たち悪いです。

指摘を2つ挙げましたけれども、私のこの短いアンテナでもひっかかってきた状況がありますが、日本の農業の向上、日本の経済の発展に寄与する協定ならまだしも、どの分野を見ても、検討されても役に立たない。それどころか壊してしまう。この協定批准に前のめりになる首相の姿勢は、私は本当に理解できないのです。今こそオール北海道の力を発揮する動きを、この妹背牛町から発信するときではないでしょうか。本気になって、この妹背牛の農業、経済、命と暮らしを守るためにその力を発揮するときではないでしょうか。この臨時国会でも批准しようとしていますから、事は急がれます。危機感をお持ちでしょうか、町長の答弁を求めたいと思います。

次に、医療病床についてですが、大事なところは、私は生存権の立場からしっかり物を見るべきだと思うのです。ベッドがなくなったらそれでいいんだ、金かからないそれでいいんだという単純なことではいかんと思っているのです。そこで、認知症や脳卒中が主たる病名で、障がい者施設と一般病棟にも入院できない。そのような患者さんが長期に療養できるのは、介護療養病床しかないのです。そもそも認知症と脳卒中だけが対象から除外する。その理由は私にはわかりません。何でわざわざこんなことしなければならないのか。こういうことは早く私は解決されなければならないと思っているのです。どのようにお考えになっているのか、お伺いします。

そして、特例措置の件ですが、暫定的だなんて、今ごろよく言ったものです。最初からこんなこと言っていないでしょう。言っていたらこんなことにならないのです。削りたいから。いやいや、それは実は暫定的なものだったと言わんばかりです。来年からこの特例

措置を廃止する。そうすると、影響額は、予想額で結構ですが、どのぐらいになるでしょうか。措置を受けていた人は、どういう立場に置かれてしまうでしょうか。まさに生存権が問われているのではないのでしょうか。お伺いをいたします。

跡地の利活用の問題です。若者の意見では、跡地の一角に休憩所、そして、私は全然思いつかなかつたですけれども、JRの貨物を置いて、そのJRの箱に広告も書いて、そして交通アクセスは本当に有利なまちなのです、このまちは。札幌から来ても、旭川から来ても、留萌から来ても。そういう有利な地理を生かして、これを大いに活用する、そういうことも提案されたわけです。

小さなことですが、庁舎内にちょっと目を向けると、エレベーターはここにありますよという案内もないのです。トイレもない。一々聞かないと利用できない。ちょっとしたことでも、こういう配慮をすれば町民の方々は喜んでくれるのです。いまだにエレベーターはどこにあるのと聞かれます、私。傍聴に来てくれと言ったって、階段上がらなければならないべや。ちゃんとエレベーター動いているからと。広まっていないのです。そういう点では、ぜひ細かいところまで気遣い、心遣いが必要だし、私は現在では非常に乏しいのではないかなというふうに思っています。

跡地の処分については、無償であれば利用計画を出せ。少し生意気ではありませんか。ただで持っていった者が。変な形に使うわけがないでしょう、行政が。町民とともに頑張っただけですから、本当に失礼な話だと思うのです。有料にしようかな。坪1,000円だったら3,000万あれば買えるべなんていう単純な計算も聞こえてきましたし、いやいや、金がなかったら賃貸でもいいぞという話まであちこちに広がっているわけです。そういう点では、しっかりと無償で、行政としてもまちづくりの中心として奮闘したいということをはっきり、今まだ道教委範囲ですよ。財務にはまだ行っていませんよね。そういう点では、今だからこそ物を言えるのではないのでしょうか。

それから、跡地に福祉施設をとというのは、これ本当に要求しているのです。当時、特別養護老人ホームを国がつくるかつくらないかというのを各町村で希望とったときに、幌加内と妹背牛は拒否したのです。いやいや、やりませんと。できないというふうに言ったのかな。その辺はちょっと正確ではありませんけれども、今回は幌加内町で、地域密着型特別養護老人ホーム、これつくっているのです。30人以下ですけれども。小ぢんまりとしたものであっても、つくっているわけです。こういうのは参考にならないのですか。

古くなってきたらグループホームに、壁外して、今の改良センターみたいな使い方もできるのではないのでしょうか。そういうこともぜひ考えていただきたいと思いますし、いずれにしても、町長も答弁されておりましたけれども、敷地内に道路をつくることなのです。丁の字でもいい。東西2本でもいい。そういう形が出てくると、ここにはこういうのを建ててほしい、ここはこういうふうにご利用したいのだというイメージが町民の中にも湧いてくるわけです。草っ原ではなかなか出てこない、私は率直にそう思うのです。各課や各グループの押しつけ合いはしないで、それぞれが知恵を出し合って、まちづくりに行

政全体で邁進していく。そこで、今後どういうテンポでスピードアップさせていく予定なのかお伺いして、再々質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農業委員会局長。

○農委事務局長（篠原敬司君） 農民の地位向上の削除についてでございますが、本町におきましては、耕作放棄地、遊休農地の発生はございません。しかし、全国的には多々発生しております。このため、近年、後継者不足が問題となってきた中、農地法の改正により、6次産業化を通じた経営発展を促進し、あわせて今回の改正により、農業委員会がこれまで以上に地域の農地を把握し、農地を有効的に利用することをリードしていくとともに、担い手、新規就農を支援することで農地を守り、地域の農業の発展に寄与できるものと考え、今回の法にうたったものとされてございますので、ご理解のほうお願いいたします。

次に、公選制の廃止についてでございますが、これまで農業委員会としましては、全国会長大会、全道会長大会等におきまして、また改めた農業委員の活動の中におきまして、全体的に反対ということを行ってございました。しかし、法案のほうは昨年9月におきまして成立してございます。今回の任命制におきましては、市町村長は推薦、公募を実施し、推薦、公募の情報を整理、公表し、推薦、公募の結果を尊重し、議会の同意をいただく流れとなっております。

先ほど議員からご指摘ありました恣意的な人選にならないようにということにつきましては、候補者評価委員会を設置し、議会における同意をいただくまでの推薦、公募結果を公表、公告することとなっております。本町におきましては、現在各区から選出、また農協からの推薦ということをいただいております。今後におきましてもできる限り現状を維持できるような形を継続していきたいということで検討してございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

また、農業委員会の行政委員会としての位置づけにつきましては、改正農業委員会法におきましても同様の立場の行政委員会となっておりますので、つけ加えさせていただきます。

次に、意見の公表、建議の削除についてでございますが、今回の改正におきましては、地域農業の問題を幅広くくみ上げ、現場の意見を反映されることとされてございます。このため、農業委員会が今まで以上に地域の意見を聞く立場、また改善への具体的な意見書を作成し、提出していくという形となっております。これまで以上の重要な形となっておりますが、改正法との整合性につきましては、現状見る限りでは合うものと考えてございます。

なお、今回の改正に伴います条例等の改正でございますが、本年の12月、第4回の定例会におきまして議案のほうは提出予定となっております。それまでにおきましては、条例の説明等、今後議会とも調整させていただきまして、各委員会等におきまして説明を行う予定となっておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうからＴＰＰに関するご質問にお答えしたいと思います。

先ほど課長答弁のとおり、ＪＡの前と庁舎前の懸垂幕のとおり、断固反対の立場であります。現段階、急に最近、収入保険等について協議がなされているようですが、確定していません。青色申告者に限るとなりますと、一部の農家しか恩恵が受けられないし、政府得意の過去５年の青色申告の所得総額ということで、５年の平均値は、だんだん価格が下がれば、だんだん所得が減っていくということで、その辺も私はちょっと心配だなと見ていますし、前回は申しましたけれども、生産コストと販売価格の差額を補填する不足払い制度あるいは価格補償等、前民主党政権でありました戸別所得補償制度の復活が望ましいと個人的に考えているところでございます。

また、今日のテレビでも安倍総理大臣が、なるべく日本の国会批准を急ぐような報道をされまして、工藤さんご指摘のとおり、何で日本だけが急ぐのかなと、私も同感だと思います。また、上京する際には、万全なＴＰＰ対策はもちろんのこと、いつも安心して継続できる農業施策を早急に打ち出すよう地元国会議員に対して訴えておりますが、今後とも町村会、空知期成会を通じて強く訴えてまいりたいと思いますし、またＪＡ、農民協議会等とも連携をとりながら、行政としてできる限りの支援をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 医療改革の件で、後期高齢者制度の特例措置ですけれども、特例軽減の影響額ですけれども、手元に資料がありませんので、後ほど説明させていただきます。

特例軽減につきましては、国のほうでは、国保制度との不公平感という部分で、原則的に国保と同じ７割、５割に戻すということを示しておりますし、急激な負担増となるものについては、きめ細やかな激変緩和という部分も示しておりますし、全国の後期高齢者医療広域連合協議会では要望書において、低所得者に対する保険料軽減の措置について、高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持すること、やむを得ず見直す場合は激変緩和措置を講ずることを求める要望書を提出してございまして、北海道の後期高齢者広域連合協議会では平成２８年１月に意見書を採択してございまして、今後も引き続き国に対して要望を行っていくということになってございまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

次の医療病床削減についてでございますが、北空知管内におきましては、療養病床を有する病院は深川第一病院、北海道中央病院がございまして、深川第一病院においては入院基本料１の療養病床２１５床、北海道中央病院では入院基本料１の療養病床９２床、入院基本料２の療養病床４５床を有してございます。一方で、介護療養病床につきましては、症状が安定している方で、長期にわたり療養の必要な方が対象となる病床となっております。

まして、北空知管内においては、深川第一病院が介護療養病床を55床有してございます。

国の社会保障審議会において、今後の療養病床のあり方や、廃止、転換となる療養病床にかわり、慢性期の医療、介護ニーズに対応する新たな選択肢が検討されておりまして、来年1月にその結果が公表されるということになってございます。その結果の公表を受けまして、北空知圏における医療のニーズ、介護のニーズの将来像を見据えた中で、病院が安定した経営を維持して、安定した医療サービスが提供できるような形を、北空知圏地域医療構想調整会議、医療病床の調整の会議でございます。あるいは北空知高齢者保健福祉圏連絡協議会、これについては介護施設の調整の会議でございます。これによって北空知管内で十分に検討していく必要があるというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 高校の跡地について答弁を申し上げたいと思っております。

道所管施設を解体した跡地を無償で譲渡した例があることから、無償交渉を継続するため、町の利用構想案を今進めているところでございます。先ほども申しましたけれども、大まかなゾーン、町民交流ゾーン、多世代交流ゾーン、憩いの場ゾーンとし、3ヘクタールと広いゾーン全体をイメージできるように配置案を描いていきながら、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定時に町民の皆様からいただいたご意見なども含め検討しておりまして、先ほど議員さんのほうから会館が欲しいというようなご意見もありましたけれども、生涯学習センター、私個人的には町民会館の建設などを中心とする構想案を想定していきたいと考えております。

また、福祉施設につきましては、先ほど田中議員への答弁にもありましたけれども、旧妹背牛幼稚園の跡地の再利用の方向性が見えてきましたので、この後の議員協議会あるいは行財政等調査特別委員会で議会のご意見、ご報告をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、まちづくり、人口減少対策も含め、第8次妹背牛町総合振興計画、過疎地域自立促進市町村計画につながる事業でございますので、議員、町民の皆様にもご理解を得るまで協議し、ご意見をいただき、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いし、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） 1つは、TPPに関連することですが、私は、くれぐれも条件闘争には絶対入らない。これやってしまうと、完璧に崩されてしまいます。ここはオール北海道でしっかり守っていく、全国の動きにしていくということをしていかないと、破られてしまいます。条件闘争には絶対入らない。批准させないというところに主眼を置いて事を進めるべきだということをお願いするというよりも、私はやるべきだというふうに思

うのですが、お考えをお伺いしたいと思います。

最後、医療改革についてお伺いしますが、今、安倍政権は、後期高齢者の保険料の値上げでしょう。療養病床の削減でしょう。今度は要介護1、2の生活援助などを保険から外すなどなど、改悪のメニューを挙げたら切りがないほどどんどん進めていこうとしているわけです。これでは医療、介護は破壊してしまいます。

改悪の理由を挙げれば、1つには、公平だと、こういう名前による高齢者への大幅な負担増。第2に、患者の選択。おまえたちで選べと、こういう名で、3割を超える負担などもさせる。際限のない負担増に道を開くことが進められようとしています。第3に、保険給付は縮小して、自己負担に置きかえていく。第4に、都道府県ごとの医療費、介護費の地域差をなくすのだということをお口実にした削減なのです。私はそう思っているのです。指摘が間違っていたら指摘してください。それこそ。

患者さんたちを強引に在宅に押し戻して、看護せよ。介護体制が整っていないにもかかわらず、これは命を脅かすものだと、これしかないと思います。質問していても私は、国は、地方の、それから職場の、現場の、そして町長は本当にお年寄りを大切にするのだと言うけれども、どれだけこれらの関係の方々を苦しめれば気が済むのでしょうか。要らない命があるのだったら教えてください。私はそうは思っていません。要らない命はないのです。どんなに重度身体障がい者の方でも、命はしっかり持っているのです。

これ以上の医療、介護の改悪を、私は絶対許すことはできません。日本医師会や全国市長会、知事会などとともに地方自治体も、それにぶら下がるのではなくて、積極的に町民の命と暮らしを守るために本気になるときだと思うのです。後から、ああ、失敗したなど後悔しないように、子や孫を泣かせないように、今が頑張るときではないでしょうか。以上質問して、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） TPP、議員ご指摘の絶対に条件闘争には入るなというご指摘でございますが、私もそのとおりだと思いますし、今後JAあるいは農民協議会、改良区等を通じ、また行政としては町村会、空知期成会を通じて強く訴えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思いますし、医療について全般に答弁をしたいと思います。

先ほど課長の答弁にありましたけれども、北空知圏域では平成28年度から、病院や診療所、訪問看護事業所、医師会との連携をとり、北空知地域医療介護確保推進協議会を中心に、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携を図り、住民が希望する療養生活を選択でき、安心して暮らせる地域の実現に向けて、退院支援から日常の療養支援、緊急時の対応、みとりまでの継続した医療及び療養支援が提供されるよう連携、体制づくりを進めていくことになっておりますが、先月開かれた会議で1市4町の市長と首長がそれぞれ意見交換をなされまして、深川の第一病院の院長が、皆さん、病床減数は結構ですけれども、私は何度も介護を家ですることによっての家庭崩壊の現場を見ていますよ、皆さん、家でできるのですかという院長の本当に素直なずばりの質問があったということ

で、本当に印象深く思っております。

できる限りわかち愛ひろばを利用して、何とか健康な体で最後まで元気に生きていてほしいと思いますし、制度上でまた必要な事項については町村会を通じて国に要望してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時より再開いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午後 0時59分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 発言通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。発言します。

1番目の町民の暮らしと生活を守る町長の考えについて、率直に伺いたいと思います。日ごろ町民の暮らしや生活を守るために日夜奮闘されている町長に対しては、心から敬意を申し上げたいと思います。4月の参議院選挙後、選挙中は口をつぐんでいて、まさに国民に隠しておいて、参議院選挙多数を得て、さまざまな本音を語り始めています安倍首相は、各種の社会保障制度の改悪や、沖縄に対しては話し合いという辺野古の問題を置きながら国が裁判にかける。ましてや、ヘリポート設置のため、全国から警察機動隊を集め、北部訓練所の設置を強行しております。まさに沖縄県民の意思を無視して強行していると言えるのではないのでしょうか。

特に私ども住んでいる日本は、法治国家と言われていています。戦前はまさに地方自治もなく、上意下達の行政でありました。そして、赤紙一枚で、妹背牛でも多くの方が戦場に行き、とうとい命を失うことになりました。今、戦後、日本国憲法がつくられて、その上でさまざまな法律がつくられて、安心・安全な日常生活が送られていると思います。今、安倍首相は、その日本国憲法を変えたい。いかに我が党の案、自民党の改憲案、これをベースにしながら、国会議員の3分の2を構築していくことをまさに公言しています。皆様ご存じのように、日本国憲法は、平和主義、国民主権、基本的人権の尊重、我々も小学校や中学校で憲法の三原則は学びました。これに基づいて今の日本があり、我々の社会の生活もあると思っております。

改憲のベースにするという自民党の改憲案は、これをほとんど否定していると言えるものです。また、我々が住んでいる妹背牛町の地方自治の役割を低下させる中身まで、具体的には言いませんが、含んでおります。中央集権化を進め、統治機構のあり方そのものを変えていく、そういう中身になっております。



ある高名な大学の憲法学者は、時代に合わせるといふより、明治憲法に逆戻りする内容ではないかと危惧の声を発しております。日本国憲法が一度も改正されていないのは、国民が改正を必要としていないからではないでしょうか。日本国憲法の光が当たらない人たちに憲法の光を当てて、本当にこの日本に住んでよかったと言える国づくり、そしてその憲法のもとで地方自治法に基づいたまちづくり、これが今、最も必要ではないかと考えております。

伺います。町長として、町民の暮らし、生活を守るために尽力されていると同時に、そういう状況の中で、きっぱりと行政の責任者として、町民の暮らしを守る決意、所見を伺いたいと思います。

2番目に、私道の町道への認定要件の緩和と支援についてお伺いしたいと思います。私道といえども、不特定多数の方々が往来する町道と何ら変わらない公衆的な道路であります。私道を抱えている町内の町民の方々から、道路の維持管理、特に除雪等へのさまざまな要望が出されております。今年度の町民会館における町政懇談会でも、参加者の中から意見や要望が出されておりました。

近隣の市でも独自の取り組みをしているようにお聞きしました。特に深川市では、同じまちに住んでいて、狭く舗装されない私道は使い勝手がよくない、また見ばえや安全・安心上でも問題があると、私道から市道への認定要件を緩和して市道にする取り組みや、要件にどうしても合致しない私道についても、沿線関係者や共同でやる工事の費用に対し、90%以内まで助成する事業に着手したとお聞きしています。また、除雪に対する助成も拡大していると言われております。

妹背牛町の私道に対する、住まいの方々から切実な要望が出されている中でお伺いしたいと思います。妹背牛町としての私道へのさまざまな施策があればお聞きしたいのと、他の行政区の自治体のところにおいて、我がまちでも取り入れていく取り組みについてはないでしょうかということをお伺いしたいと思います。

3点目に、町内商店街店舗改装にかかわる支援制度についてご質問いたしたいと思えます。国の小規模事業者持続化補助制度というのがあります。小規模事業者の販路開拓や生産性向上等の取り組みに対しての補助、補助対象は、商工会、商工会議所と一体となって作成し、経営計画に基づく集客力を高めるための店舗改装、また広告宣伝等、補助率は3分の2以内、補助上限50万という制度であります。対象者は、小規模事業者、従業員が20名以下、商業、サービス業5名以下という中身であります。

道内の利用例は、店舗内陳列棚増設や売り場拡大、休憩室、体感型シミュレーションルームの設置、ショーウィンドーリニューアル、看板設置などが行われているとお聞きしています。それとあわせて、道内でも自治体で補助制度を設けている自治体があります。隣の深川市では店舗改修の取り組みに対しての補助ということで、補助対象は市内業者に外注することを基本にして、補助率は3分の2以内、補助上限は20万から30万、補助対象者は市内店舗、業者は限定なし、利用は外壁、シャッター、天井、壁、床、LED化

などに活用すると言われていました。多くの活用者があるともお聞きしています。

伺います。妹背牛町でも住宅リフォーム制度、大変喜ばれていると言われていました。町の商店街が疲弊していく中で、まちの商店街の活性化のため、このような制度を設置してはどうかと思いますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

4番目に、町民の他町村への移動、バスやJRがあるわけですが、ある学者は、国民の交通権、移動する権利だということも主張しています。今、JR北海道は、この秋にも鉄道事業の抜本的な見直しに向かい、鉄路がある関係自治体などと協議を始めると言われています。JR単独では維持できない路線を公表して、減便、運賃引き上げ、路線維持、地元負担の可否などを考えているとのことでもあります。

妹背牛町は函館本線でありますから、路線廃止は提案されないとと思いますが、問題は、JR妹背牛駅、上下8本ずつ普通列車が運行しています。現在、朝一番の列車だけが唯一、手稲まで乗りかえなしで行ける列車であります。駅を利用する高齢者、また人たちからは、乗りかえがなく利用できる便がもっとあればという声も聞かれますが、特に通学、通勤の足としてはなくてはならない公共機関ではないでしょうか。

ご存じのように、深川駅に、今日の新聞にも報道されたように、エレベーターが設置されることになりました。これは、深川駅にエレベーターを設置する会という会を設けて署名運動をし、1万以上が集まりました。妹背牛町の老人クラブにも協力要請があり、多数の署名がされました。また、町長はじめ1市4町の首長の陳情が行われ、来年の10月に設置されることになったとお聞きしています。それに伴い、車椅子で使えるトイレのリニューアル化や、またバリアフリー化もやりたいということが行われているそうです。

冬期の厳しい北海道のJRは、なくてはならない交通機関ではないでしょうか。しかし、JR北海道は、採算重視、赤字を理由に、利用者やJRに関係する自治体に負担を求める考えであります。駅の廃止、また路線の廃止、鉄道施設を自治体に任せるという上下分離方式という提案を今後行うと言われてしています。当然考えられるのは、妹背牛の駅は妹背牛の町で管理してくださいということが言われる可能性が充分あると思います。JR北海道は民営会社と言われていますが、国と国土交通省の鉄道運輸機構が100%の株を持つ、まさに国営事業、鉄道と言わざるを得ない点であります。

以上の点からお伺いしたいと思います。町として、通学、通勤、また移動交通機関のJRの鉄道事業見直しに対しての考えと、そういう状況がJRから動きがあるということであればお知らせしていただきたいのと、町民の移動する利用者の立場を確保するという、こういう立場を堅持して、近隣市町村、自治体と協力してJRに、自治体に負担させるような、そういう施策に対してきっぱりと反対をしていく、そしてJRがしっかりと維持管理していく、そこに国が応援していくということを要望していただきたいと思っています。皆さんもご存じのように、夕張の市長は、夕張線の廃止を先行してJRに提案しました。こういうことだけはないようにしていただきたいと思います。

5点目に、温泉ペペルの経営状況について伺いたいと思います。温泉ペペルにロボッ

トペッパー君が導入されました。第2回定例会の一般質問の答弁の中で、町内外の子供たちや家族が見に来て楽しんでいる、まだ1カ月の導入であり、今後集客につながることを期待される、導入したからには3年間で目的を達成すべく利用すると答弁をされています。確かに話題になっていることは感じています。

また、昨日の北空知新聞にも報道されていましたが、集客減防止という大きな見出しで、妹背牛温泉ペペルの温泉が持つ健康や美容に関する効果を理化学的に検証し、温泉療養効果実証事業に取り組み、ペペル温泉の優位性、集客増につなげるという記事が書かれていました。基本的には、温泉ペペルの経営状況を好転させるための取り組みは大いに歓迎すべきではありますが、町民の方々やペペルの利用者の方からは、努力は評価するが、本当にこれで効果が上がるのかという声が聞かれます。率直な声があります。

伺います。ロボットペッパー君導入後の集客状況と経営的な効果について、1点目はその点についてお答えいただきたい。2点目に、温泉療養効果実証事業の企画取り組み経過と今後の展開、それをどう営業、経営に結合していくかという点について、この2点について伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。再質問を保留して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから、議員の質問の1番、町民の暮らしと生活を守る立場、日本国憲法改正、それと4番の町民の移動、交通権についてご答弁をさせていただきます。

最初に、憲法改正と町民の暮らし、生活についてご答弁申し上げます。憲法改正の関連質問につきましては、一昨年6月の定例会以降、再三再四ご質問をいただいているところでありますが、国レベルの質問は高等で、かなり難しく、私ども地方行政に携わる者としては、その都度にわか勉強をさせていただきながら答弁しているのが現状でありますことを、まずはご理解をいただきたいと存じます。

さて、議員ご質問の参議院選挙後の憲法改正と、これに対する町民からの危惧であります。ご承知のとおり、先般の参院選では、自公与党で70議席、これに憲法改正に前向きと言われる数政党の議員を合わせたいわゆる改憲勢力で、改正案を発議するに必要な参議院全体の3分の2の議席が一昨年の衆院選に続きまして確保され、首相の憲法改正の公言というよりも、選挙直後からこの、議員先ほどご指摘ありました3分の2という数字が俄然クローズアップされてきており、国会の憲法改正をめぐる議論は新たな局面を迎えているものと認識をいたしております。

議員ご指摘のとおり、本憲法改正については、平成24年4月に与党自民党は、憲法第9条のみならず、前文や国民の基本的人権に係る条文の改正をはじめ、多岐に及ぶ憲法改正草案を発表しております。この草案の内容もそうではありますが、議員ご指摘の町民の中にも危惧する声があるといったことについては、一昨年7月に集団的自衛権の限定容認論という解釈改憲を閣議決定したこと、さらには昨年9月に安全保障関連法が可決成立した

こと、これらいずれも国民に対し十分な説明がないまま決定成立してきたことへの不満と不安が、今回の憲法改正に対し一部で危惧する声になっているものと思われ、このような声があっても不思議ではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、憲法改正案の発議に必要な議席は衆参それぞれ確保されましたが、現段階においては先ほど申しあげました自民党単独の草案しかなく、発議のための改正案作成に至るにも相当の時間がかかる、かけるべきと思いますし、原案が提出された場合においても、憲法審査会をはじめ国会内において充分議論され、その過程と内容、結果について私たち国民、町民に丁寧に説明されなければならないことを強く申し述べ、ご答弁とさせていただきます。

次に、4番目のJR北海道の鉄道事業見直しとその考えについてご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、JR北海道は、7月下旬の島田修社長の記者会見において、本年秋までにJR単独では維持困難な線区を公表し、地元自治体と協議に入りたい考えを示したことは、先ほど議員ご指摘のとおりでございます。ただ、今朝の道新の1面にありましたが、災害復旧等で、この秋口というのは今、流動的なのかなというふうに考えております。

公表線区の基準としては、輸送密度、これは1キロメートル当たりの1日平均輸送人員でございますが、2,000人未満とされることが想定され、石北宗谷本線をはじめ11路線16区間が該当し、昭和62年4月の国鉄民営化で会社が発足して以来の抜本的見直しであると認識をしているところでございます。

さて、仮にこの輸送密度2,000人未満が基準とすれば、本町を走る函館本線は特急の運行もあり、線区の廃止は該当外とも思われますが、妹背牛駅での乗降客数、すなわち普通列車の利用者数は決して多くはなく、減便や運賃の値上げはさることながら、これも議員先ほどご指摘あったとおり、駅舎やホーム、ひょっとしたら栈橋までの維持管理を町の負担で行い、JRは運行のみに専念するという上下分離方式を提案された中での協議もあり得るのではないかと懸念をしているところでございます。

今回のJR北海道の鉄道事業の抜本的見直しの背景は、札幌市への人口集中、地方の一層の過疎化、少子高齢化、そしてこれが大きいと思いますが、モータリゼーションの進展による高速高規格道路の整備などにより利用者が著しく減少している中で、本来ふやすべきである修繕費も削減しなければならない状況に陥っているということであり、私たちとしては、運行上の安全確保など、これら現実もしっかり受けとめつつ対応協議をしていかなければならないと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後秋までに公表されるであろう線区については、輸送密度が2,000人どころか、500人未満の、函館本線と同じく札沼線、学園都市線というのでしょうか、の新十津川、北海道医療大学間、そして空知に関係するところですが、根室本線の滝川、新得間、室蘭本線の岩見沢、苫小牧間、そしてこれも先ほど議員ご指摘ありましたが、既に廃止を申し出た石勝線の夕張、新夕張間と空知管内の自治体に影響を及ぼす線区も多く、また函館本線は深川市、秩父別、沼田両町にまたがることから、北空知、

そして空知管内の広域的な問題、課題として、各自治体が連携した中で対応していかざるを得ないものと考えております。

現段階においては、今回打ち出した抜本の見直しの全容が明らかではありませんが、ＪＲ北海道の厳しい経営状況も理解しつつ、地域の公共交通機関という役割とその存在意義を再確認、再認識していかなければならないと考えており、拙速に結論を出すことなく、ＪＲ北海道に対しては慎重に対応していただきたいという考えを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから２番目、私道の町道への認定要件緩和と支援についてご答弁申し上げます。

町政懇談会において、私道の町道認定要件緩和や除雪、敷砂利に対する助成制度について、要望、意見という形で多くいただいております。町道認定についてであります。敷地は６間以上で、寄附をしていただくことが要件となっております。６間敷地での道路の定規については、車道幅については７メートル、片側でいいますと３．５メートルずつになります。歩道幅については縁石込みで１．９６メートルということで、全敷地幅６間、１０．９１メートルとなるような形であります。

除雪の助成制度については、過去にも制度がありましたが、廃止された経過もあります。そういう点から、実施するのは難しいと考えております。また、敷砂利助成制度については、過去に議会の一般質問でも意見をいただいておりますが、所有者または使用者が維持管理費を負担するのが本来の姿ではないかとも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 私から３番目、５番目についてご答弁させていただきます。

初めに、町内で営業している店舗改装に係る支援制度につきましては、議員が国の助成金制度、ご説明いただきました。この助成金制度につきましては、商工会に確認したところ、数件の相談はございましたが、申請まで至らなかったというふうに聞いております。

本町での店舗改修等の助成関係でございますが、商工会で実施しております妹背牛町住宅等環境整備支援事業の助成事業、町で行っている妹背牛町中小企業公的資金融資制度保証料補給要綱に基づく助成事業、妹背牛町定住等の促進事業の小売店舗等設備支援事業を行っております。

妹背牛町住宅等環境整備支援事業につきましては、工事金額２０万円以上の工事が対象でございます。工事額の２５％、２０万円を限度として商工会の商品券で交付ということでございます。また、中小企業公的資金融資制度保証料補給制度につきましては、既存商工会に対する施設改修、機械購入、運転資金の補助事業の道融資制度及び銀行の融資の保証協会の保証料の負担軽減助成ということで、５０万円を上限に助成しております。

また、妹背牛町の定住促進事業の小売店舗等の設備支援でございますが、販売、営業に直接使用する機器及び設備の取得額が10万円以上で、取得価格の3分の1以内、上限50万円を助成事業として行っております。

また、新たに建物を建て、事業を始めるために、土地の購入支援、住宅新築支援事業、中古住宅支援事業につきましても、いずれも小売店舗兼住宅が該当となっておりますので、新規及び町内移住による人口増となる助成を実施しております。6月の定例議会での一般質問でも、商工会関係活性化につながる助成制度につきましては、近郊の市町より助成制度及び助成金額の増額など、商店街の維持、活性化につきましては、町といたしましても商工会の身近なご意見を聞きながら、商工会とも検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただき、答弁いたします。

続きまして、温泉ペペルの経営についてでございますが、5月末にペッパーがお披露目し、3カ月たち、昨年と比較しまして、6月から8月の3カ月間のデータでは、6月については220名、そして7月については333名、8月については564名と、子供たちの利用の状況でございます。昨年から比べますと、それぞれ増というふうになっておまして、その子供たちと一緒に親またはおじいちゃん、おばあちゃんもふえているということの状況でございます。

次に、温泉療養効果実証事業でございますが、本町にとって数少ない地域資源でありますペペルの源泉に、万病のもとと言われる活性化酸素を除去、減少させる還元作用と、疾病に打ちかつ抗酸化作用を有することが簡易調査から見込まれております。そのため、ペペルのお湯は重曹泉ナトリウムでございますが、ヨーロッパでは飲泉による血糖値を下げる泉質で知られております。今回ペペルにおいて温泉療養効果を理化学的に実証することにより、ペペルの湯の信憑性をさらに高めて、地域住民の健康寿命を伸ばし、高齢化社会に対応した予防医療にも寄与することが見込まれることから、実証実験を行うことになりました。

モニターの募集でございますが、町内、町外の方々に応募いただき、週1回の入浴につきましては町内3名、町外15名、週2回の入浴につきましては町内7名、町外10名、飲泉につきましては町内勤務者15名であり、募集定員に達し、今日3日、モニターの説明会を行ったところでございます。11月23日までの期間でございますが、実証実験がスタートし、調査結果に期待をしております。実証実験終了後、町政懇談会の後、2月中旬には実験結果、飲泉の効果などの講演を予定しております。今後、地方創生加速化交付金、地域づくり総合対策交付金の採択となった1市4町の連携事業により、PRし、集客につなげる事業などを実施予定でございます。

また、営業面につきましては、7月1日より営業担当を配置し、営業強化にも努めております。交付金事業の一つとして、空知管内20市町の連携事業といたしまして、北空知の味覚と集客体験日帰りバスツアーを、9月17日土曜日、札幌、岩見沢、滝川発着のツアーを、北海道中央バス株式会社の協力で、旅行代金5,980円で、深川、秩父別、

妹背牛経由で実施を予定しております。今後、温泉水活用のメニュー開発などを実施し、妹背牛ブランドPRなど、集客増につなげてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点目について、私、廣瀬総務課長からご答弁ありましたが、妹背牛町の長としての町長の所見というか、それについてお聞かせいただければと思います。どういう組織でも、長の持つ姿勢とか態度というのが決定的な点でありますので、この点での考えをぜひお聞かせ願いたいと思います。

2点目の私道の助成の問題なのですが、建設課長は前向きに検討しますという答弁を町政懇談会でなさったように私お聞きしているのだけれども、今の答弁では、全く考えていないというふうにしかならぬと思います。そういう面で、何らか、あれだけ町政懇談会でも意見が出ているので、打開策を考えていく必要があるのではないかと。この点での考えがあればお聞かせ願いたい。

あと、3点目については、充分わかりました。

4点目のJRの問題。これも、1市4町でエレベーターのときは陳情に行かれています。JRなんか行かれていますらしいのです。お聞きしているところによると。それで、1市4町がJRのさまざまな、いわゆる留萌線、増毛、留萌は廃止、自治体が合意したのですが、この後、留萌線も出てくるのではないかとということで、土日、留萌線に乗る方はすごくマニアが多いらしいのです。お聞きすると。そういう面では、留萌の方々や、それからあそこを利用している沼田、秩父別、この間も沼田の駅に行きましたら、自転車がいっぱいあったので、これ何ですかねと言ったら、高校の通学に使っていると言うのです。通勤の方もいらっしゃると思うのですが、そういう面で、1市4町がしっかりタッグを組んで、JRの要望というか、JRそのものが現状厳しいというのはわかるのです。分割民営化のとき、私も当事者だったものだから、こうなりますよということを言ったのが今、現実に起こってきていると。この間、ここで行かれた方もいますが、新十津川で、北海道の運輸審議会をやっている北大の教授が来て、地方交通権の学習会をやったのですが、異常な会社ですよと彼は言っているわけです。社長が2人も自殺した会社なのです、この会社。そういう現状を放置している、僕は国の問題だと思うのです。そこをきっちり見定め、町長として頑張っていたいただきたいという点で、所見、考えを聞かせていただければと思います。

あと、温泉ペペルの問題についていえば、私も半年券を買って毎日、時間差はいろいろあるのですが、行っています。率直に行って、ロボットの問題は話題になっているし、それから先ほどの温泉療養の問題も話題になっています。実質僕は、毎日飲んでいる方から、始まってから私ずっと毎日飲んでいるのですよ、体調どうですかとお聞きしたこともあるのですが、本当にそれをいい意味で活性化に結びつけていくというか、一過性に終わ

らせるのではなくて、活性化に結びつける努力というか、このことがしっかりと求められていると思うのです。そういう面で、あそこの振興公社の社長でもある町長の見解、所見、決意というか、先ほどの企画課長の答弁は充分わかりましたので、ぜひ聞かせていただければと。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、町民の暮らしと生活を守るということで答弁を行いたいと思います。

この件につきましては、先ほどの課長ともちょっとダブりますけれども、特に今回の参議院の選挙中には、与党で何議席以上ですとか、自民党単独で過半数といった目標数値でしたが、選挙結果からは一転し、マスメディアも含め3分の2という数字が踊り始めており、これが何を意味するかは、国民の多くが感じ取っているものと思います。ただ、現段階においては改正原案は作成されておらず、今後国会において憲法改正の議論が仮に進んでいくとなれば、原案作成までは改憲派、推進派内においても紆余曲折が予想され、国会発議、そして憲法第96条に規定する国民投票までは相当の議論と時間が必要になるものと認識をいたしております。

町民の暮らしと生活を守るといった議員からのご指摘ではありますが、町民の暮らしと生活を守り、そして安心・安全なまちづくりを進めることは、言うまでもなく私の使命であり、今後も普遍のものでありますが、憲法改正の内容が示されていない現状にあって、改正から町民をどう守るかとの答弁のしようがなく、この点についてはご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、現段階においては、自民党の憲法改正草案をもとに、改憲に賛成と、いまだになぜ改憲かということが学者や法律家、そして大学教授などの専門家を中心に議論されていますが、果たして国民の関心はどうか、多くの国民はどこまで改正を承知しているのか、私としてはこちらのほうが気になっておりますし、ここが一番重要ではないかと考えております。今後、この憲法改正が国会内でどのように動いていくのか、特に憲法審査会での議論の行方を注視してまいりたく、ご理解を賜りたいと思っております。

続きまして、飛びますけれども、町民の移動、交通につきまして答弁をしたいと思います。昭和62年、国鉄の民営化によりJR北海道が発足し、30年近く経過いたしました。発足当時のバブル期は崩壊し、以後景気の低迷が続く中、少子高齢化は加速的に進展するとともに、数年前からは国内全体が人口減少期に入っております。このような人口動態は特に過疎地域においては顕著であり、一般論として述べますが、このような地域を運行するJR北海道が算出する低い輸送密度にあらわれており、その経営状態は厳しいものと考えております。

このような厳しい経営状況にあってJR北海道は、安全対策費や修繕費を先送りせざるを得ず、これが石勝線トンネル事故をはじめとする重大インシデントを続発させたものと



思われますし、災害による不通区間の復旧も大幅におくれている現状にあると認識をしておるところでございます。今回ＪＲが発表した維持困難な線区の公表と関係自治体との協議は、ＪＲ側の事情として大変厳しいものと受けざるを得ないものでありますが、私ども自治体側としても、地域住民の足の確保と財政負担の増加といった観点からは、厳しい協議、選択になるものと考えております。

先ほどの答弁にもありましたが、札幌、旭川間に位置する本町の函館本線の廃止はあり得ないものと思いますが、普通列車の減便や運賃値上げは、町民の利便性や負担を考慮した中で、ぜひ回避していただきたいとは思いますが、ＪＲ側の事情として、これに対する反対といった意思表示はなかなか難しいものと考えております。ただ、駅舎をはじめ鉄道施設の自治体保有費用での維持管理、ＪＲが言う上下分離方式の採用、実施については、財政的な負担もありますが、鉄道事業そのものの根幹にかかわるものであり、慎重な協議、対応が必要となってきており、拙速な結論には至らないものと考えております。

いずれにしても、維持困難な線区は今後公表されることになっており、今、何をどう対応していくかは明確にはできませんが、ただ、一般論として、輸送密度に基づき公表が予想される線区の多くには空知管内の自治体に関係してくると思しますので、今後、北空知圏振興協議会をはじめ空知町村会の中でも充分協議、検討し、対応していかなければならない重要な事項であることを延べ、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから２番目、私道の町道への認定要件緩和と支援についての再質問についてご答弁申し上げます。

道路改良舗装を実施して、町道として機能を発揮するには、先ほど説明させていただきましたように、片側車道３．５、歩道、縁石込みで１．９６あれば、冬期間の堆雪スペースも確保できるのではないかと考えております。そういう考えで、敷地幅については６間以上、１０．９１が町道認定の最低ラインと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

除雪の助成制度についてであります。これについては、先ほど話したように、過去の経過もありますので、なかなか実施は難しいのかなと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

また、私道の維持管理の助成制度、敷砂利という意見が町政懇談会なんかでは多いのですが、これについては、私道の維持管理の現状や近隣市町村の助成状況を調査、検討をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） ５番目の温泉管理について答弁を申し上げたいと思います。

先般もご指摘受けましたけれども、今後も温泉施設利用者の増に向けて、職員に対しては笑顔の声かけ、優しい言葉遣いなどを徹底的に指導してまいりたいと考えているところ

でございます。

また、今回実施を予定しております温泉療養効果実証事業は、地方創生加速化交付金の認定事業として再度承認されたものでありますが、温泉に含まれる成分分析から、入浴や飲用によって健康維持や回復に有効な効果を化学的、理学的に実証するという事で、温泉効能をPRし、知名度を高め、集客につなげたいと思いますし、普通の温泉とは違う差別化された予防医療にどうか、調査結果に期待をしているところでございます。

また、こうした取り組みとは別に、営業面でも、営業担当を配置し、営業強化に努めていますが、期待した数値には開きがあります。4月から7月までの状況を見ますと、前年比売り上げ95.6%、入館者は106.2%と健闘しておりますが、レストラン、売店の売り上げも昨年並みの状況であります。宴会の売り上げが同時期に比べ72%まで落ち込んでおります。

一方、経費の面では、支出が燃料安の影響もあり、昨年より縮小しており、営業損益としては昨年と比べると改善されていますので、単年度収支の改善に向けて引き続き努力をしてまいりたいと思いますし、今年も11月に入りますと、私と統括マネジャーとで、営業ということで、地元の営業、地元の各企業、住民区長、各町内会長にそれぞれパンフレットとタオルを持って営業していきたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） （登壇） 通告に従いまして、2点質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、現在町内には墓地として妹背牛墓地、大鳳墓地、小藤墓地の3カ所が設置されておりますが、小藤墓地は、ご承知かと思いますが、泥炭地で地盤が悪く、雑草が生い茂り、管理も大変なため、平成に入りましてから、墓地を使用しておりましたほぼ全ての方が妹背牛墓地に移転をされました。現在、一基も墓標、墓碑はなく、雑草地となっている状況でございます。

今は墓地の使用を許可していないと聞いておりますが、跡地はでこぼこ状態で、草刈り作業も危険で、大変と伺っておるところでございます。環境の面からも整備が必要であり、整地を行い、人手による草刈りから機械による草刈りを行うことにより、安全で経費の節減にもつながると思っておりますが、考えを伺いたいと思っております。あわせて、この先、町有地としてどのような利用を考えているのか伺いたいと思っております。

次に、深川市立病院の小児科、産婦人科の医師確保について伺います。北空知で小児の入院、分娩ができる唯一の医療機関でありました市立病院の常勤医師が平成27年4月から不在となり、地域医療の崩壊であると言わざるを得ません。深川市も医師確保に向けては努力されていると聞いておりますが、北空知4町においても深刻な問題と私は受けとめ

ているところでございます。妹背牛町も人口減少に対応すべく、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げております、安心して子供を産み、育てられる環境づくりをかなえるためにも、北空知1市4町が連携して医師確保に対応していくことが必要と考えます。

そこで、1点目として、地域医療構想あるいは北空知圏振興協議会でのこれまでの協議内容を伺いたいと思います。2点目に、子供が夜間に体調が悪くなっても、近くに小児科医がいない、入院もできない、近くの病院で安心して産むことができる環境を整える必要性を認識し、北空知の中核病院として支えていくことが一つの子育て支援かなというふうに考えております。小児科、産婦人科医師確保に向けた町の考え方と今後の対応を伺いたいと思います。

以上2点についてよろしく願いをいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（西山 進君） 小藤墓地についてご答弁申し上げます。

今後の土地利用と整備についてのご質問でございますが、町内には妹背牛墓地、大鳳墓地、小藤墓地の3カ所があります。質問の小藤墓地については、大正5年に設置されまして、面積8,762平方メートル、200区画がございます。1区画の使用料は2,000円となっております。設置当初からの200区画のうち66の区画に使用があり、現在まで墓の移転等で58区画が返還されており、残り8区画については所有権が残っておりますが、所在が不明というふうになってございます。小藤墓地の管理につきましては、高齢者事業団でお盆前に年2回の草刈りを行っており、費用としまして約7万円の経費がかかってございます。

質問のでこぼこになっている整備の関係につきましては、8区画に所有権が残っていることから、所有者に返還の手続きをしてもらわないと、勝手に整備できないと考えており、今後も高齢者事業団に草刈りを依頼し、環境整備に努めてまいりたいと考えてございます。

今後の土地利用でございますが、最終的には墓地を廃止しないと跡地利用ができないこと、また火葬場がない時代は埋葬されていることもあり、掘り起こすと骨が出てくることも考えられますので、ほかの土地利用は難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから医師確保について答弁を申し上げたいと思います。

この件に関して深川市立病院では、北空知圏の中核病院として健全経営を目指す立場から、従来の医療体制を維持すべく検討を重ねてきた経緯があります。全道的な医師不足や過疎地への医師派遣が困難な状況を受けて、残念ながら、議員ご指摘のとおり、昨年4月、小児科及び産婦人科の常勤医が不在となったことはご承知のとおりであります。

特に、小児科がないと産婦人科が存続できないということは、深川市立病院の院長か

らもお話を伺ったところでございまして、小児科医の不在に伴い、深川市立病院では入院診療、休日、夜間の緊急対応ができないことから、旭川市内の病院に依頼をしています。産婦人科についても、入院、休日、夜間診療を休止、外来診療は北大の派遣医師が週2回診療することとなっております。

しかしながら、この常勤医師が不在であることは、これから子供を産み、育てたいという世代の家族にとってこの上ない不安が生じ、さらに乳児、幼児等の緊急疾患も圏域内で対応できないとなれば、なお一層不安が積みまとうこととなります。これは、全道的にも北空知圏にとっても早急に改善する必要があり、連携した広域的な対応が求められると認識しております。

小児科の場合、現在では休日、夜間診療に当たる医師確保に必要な支援を北空知圏で行っておりますが、北空知圏の中核病院であります深川市立病院に常勤医師を早急に派遣していただくことが肝要と理解しており、先月、8月19日、旭川医科大学に対して、北空知圏1市4町の首長で、患者、家族の声に応えるべく、常勤医の早期派遣について連携して要請行動を実施してきたところであり、今後も継続して関係機関に必要な要請をしていきたいと考えておりますし、あわせて整形外科の要望も行ってきたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 1点目の墓地の関係でございますが、私も使用許可の部分で調べましたら、7個だというふうに自分としては理解しておりますが、まだその部分の方については使用許可書の返還がなされていないというふうに思っておりますが、最終的に整備あたりはそんなに予算がかからなくできるのであれば、早急にそういった返還届ですか、それをやっていくことが必要なのかなというふうに思っております。

かなり古い方の氏名が載っていたので、なかなか探すのも面倒かなというふうに思っておりますが、小藤墓地の中には無縁墓地もあるのですか。それ1点聞きたいと思えますし、また今後の利用、活用については、墓地の跡で、人骨もあそこは埋めて埋葬しておりますので、なかなかきついかないという感じもされますけれども、将来的に何があそこで利用できるのかな、不思議なことに何も無いのではないかなというのが実際の気持ちなのです。

そういうことになれば、空き地にしておいてしまっているのかなというふうに思っておりますが、いろいろなアイデアの中でちょっと考え方を改めて、行政でペット霊園をすとか、そういった形とか、今は時代が変わって、お墓のあり方が大きく変わっている状況なので、墓じまいした方を合同墓地に、あそこ一角をつくるか、そういう考えも取り入れながら検討していただきたいなというふうに思っております。とりあえず無縁仏が小藤墓地の中にはあるのかどうか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、町長から答弁いただきましたけれども、現在は、8月19日に北空知圏振興

協議会ですか、その部分で要請に行ったということでございますけれども、行政として何ができるかということを考えれば、例えば深川市あたりは医師養成の就学資金貸し付け等々も整備をされて、1人の学生に貸し付けをしているというような状況も聞いておりますし、また一般の方から推薦、紹介状をもらった方には、変な言い方ですけども、報償金を出しているというような形も聞いてございます。

そういった部分も視野に入れながら、北空知でそういった奨学資金を1市4町で運営して医師確保に取り組んでいくとか、そういった何か連携の中で、ただ要望しに行っただけではこの先進まないのかなというふうに思っておりますので、いろいろと協議会の中で充分協議をしていただきたいなというふうに思っております。その辺についてももう一度町長からどんな考え方をしているのかお聞きをして、質問を終わらせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 小藤墓地についてお答えしたいと思います。

担当課長に聞きますと、小藤墓地には無縁墓地はありません。

それで、先ほど議員ご指摘のとおり、所有者が不明のまま廃止しようとする場合は法的措置を踏まえて廃止しなければならないですし、死亡者の本籍、氏名及び墓地使用者等に対し1年以内に申し出る旨を官報に掲載し、かつ廃止する墓地の見やすい場所に設置した立て札に1年間掲示し公告し、その期間中に申し出がなかった場合に廃止ができるということでありまして、仮に他の土地利用をする場合には、何が埋まっているのかわからないため、多分骨が埋まっていると思いますが、骨が出たときは無縁仏として供養しなければならないことや、掘り起こす業者が嫌がることも想定されますから、ほかの利用方法は難しいと思われまして。

町の考えとしては、できる限り所有者の所在調査などを進めて、全て改葬してもらい、最終的には廃止の方向で考えておりますし、議員ご指摘ありましたペット霊園等につきましては、地元関係者あるいは町民の皆様、議会と相談しながら、最善の方向を目指していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

また、病院問題につきましては、奨学資金の貸し付け等があると同っておりますけれども、少子高齢化の影響から、常勤医の確保は困難な状況にあります。安心して暮らせる地域づくりのためには、医療関係や大学、行政機関が連携した取り組みが必要と考えており、あわせて国からのバックアップ、あるいは北空知圏でもバックアップをしていかなければ、十分な医療体制の確立はないのかなと考えておりますし、2次医療圏地域において整形外科と小児科、産婦人科がないのは北空知が唯一となっております。

ただ、これは、この前も陳情に行ったら、整形外科も小児科も免許は取っておるのですけれども、なかなか地方に行きたがらない先生が多いとか、特に深川は三、四十分で滝川、旭川に近いということがネックになっているという話も聞きましたけれども、これに諦めず、北空知圏振興協議会あるいは町村会を通じて要請行動に努めてまいりたいと思

ますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず初めに、さきの複数の台風によりまして被災されました方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、ご案内のとおり、2014年、日本人の平均寿命は、女性が86.83歳、男性が80.50歳、また一般的に言われております健康寿命につきましては、2013年で女性が74.21歳、男性が71.19歳となっております。このことを見ましても、まさに世界有数の長寿大国ということでございます。また、2015年の日本の65歳以上の高齢者人口は3,392万人となり、高齢化率は26.7%となっております。本町における高齢者人口は2016年1月末現在で1,366人、高齢化率にしますと42.9%と非常に高くなっております。

まちづくりを進めていく上で、少子高齢化対策、子育て支援などを柱とした施策は、もちろん展開していくことは欠かせません。しかし、一方で、高齢化の進行という現状からも目を背けるわけにはいきません。たとえ要介護状態となっても、住みなれたまちで自分らしく暮らしていきたいというニーズに応えるべく施策、サービスが提供されているのか、その現状と課題についてお伺いいたします。

1点目、介護予防の現状と課題について。本町の総合事業につきましては、介護予防活動としていきいき百歳体操、ふまねっと運動などが知られておりますけれども、このほかにどのようなことが行われているのか、またこれら事業に参加してもらうために動機づけをどのように行っているのか、その現状と課題について伺います。

2点目、食事、買い物、掃除などの生活支援の現状と課題について。これらのことにつきましては、日常生活をしていく上で欠くことができないものと考えてございます。この生活支援につきましては、2月1日から本町で行われております総合事業の中でどのように行われているのか、その現状と課題についてお伺いいたします。

3点目、要支援者、要介護者数と対応に当たる職員1人の受け持ち対象者数についてであります。現在、本町では、要支援者約40人、要介護者が約60人とお聞きしております。また、本町の場合は調査とケアプランを一緒に行っているようでありますし、法律で対象者を月に1回訪問しなければならないとお聞きをしております。業務も多岐にわたり、非常にボリュームも多いようでございます。地域包括支援業務総合事業に対応される職員数と職員1人当たりが受け持つ対象者の数について伺います。

4点目、要介護者が緊急時に受けるサービスの現状と課題についてお伺いいたします。最近の天災につきましては、さきの台風でもわかるように、その規模も大きく、より甚大な被害をもたらしており、また進路につきましても、今までとは違ったコースをたどるこ

ともたびたび起こってございます。本町については比較的災害の少ないまちと言われておりますけれども、災害時に老人などの災害弱者を早期に避難させるために、避難準備情報が発令された場合、自力で避難できない方はどのくらいの方がいらっしゃいますか。また、避難支援優先順位などの危機管理マニュアルやフローチャートなどを策定されておりますでしょうか。

最後になりますけれども、通常時、病気などの緊急時に対応するため、本町では緊急時通報システムが設置されております。その現状と課題についてお伺いをいたします。

再質問を留保しまして、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） ご質問がございましたので、私のほうからご答弁申し上げます。

先に、介護予防の現状と課題についてご説明を申し上げます。3月末現在、本町の要支援認定者は52名、要介護認定者の居宅者は112名、総合事業対象者は26名となっております。また、昨年度の要支援及び要介護認定申請は64件ございました。そのうち要介護では、認知症の疾患が第1位となっております。

予防につきましては、平成29年4月から全国の全ての自治体がしなければならない新しい総合事業を、本町は今年2月より、わかち愛もせうしひろばで、道内ではまだ1カ所と言われている住民主体による通所型サービスにおいて介護予防運動やサロンのような活動を実施しており、その評価的な役割として、月1回、健康運動士による運動教室や3カ月に1回の体力テストと作業療法士による評価をいただきながら介護予防に取り組んでいます。継続することで改善された方もおられます。

先ほどの動機づけということで、総合事業対象者の26名、この方に声をかけるという形になっています。この対象者につきましては、要支援なのだけでも、介護認定を受けない、一歩手前のちょっと重たい方というふうに伺っております。

10年後に訪れる団塊の世代が75歳以上になるころには最大の高齢化社会となり、医療と介護のニーズを合わせ持つ高齢者がふえることが懸念されます。住みなれた我が家あるいは地域での療養生活を望まれる方を支えるために24時間365日の対応ができるように、本年7月には1市4町における北空知地域医療介護連携支援センターが深川市立病院内にスタートいたしました。

広域でのサービス基盤整備、人材の育成と確保はもとより、地域へ情報を発信し、ここで生きるためには何が必要なのかを保健、福祉、医療の視点で継続的に検討し、地域包括支援センターの機能強化につなげてまいりたいと思っております。また、今後も引き続き顔の見える地域包括支援センターを目指していきたいと思っております。

次に、生活支援の現状と課題についてご説明を申し上げます。町では、配食サービスや外出支援サービス、冬には除雪サービスを提供しております。在宅生活支援サービスの買い物や調理、清掃などはヘルパーが行っておりますけれども、独居老人または足腰の悪い

方の簡単なお手伝いにつきましては、今後住民全体による訪問型サービスの実施に向けて、近隣の方にご協力していただくために声かけをしていきたいと考えております。

次に、ケアマネジャーが担当する要支援及び要介護の1人当たりの受け持ち人数についてご説明申し上げます。本町の要支援及び要介護認定者は239名おりますが、居宅サービスのケアプラン対象が120件、新規の認定調査が年間60件程度、更新認定調査対象者が100件程度ありますので、1人当たりの担当件数は約90件となっております。その中でサービスの利用者には、年に最低1回の訪問をはじめ、そのほかに電話、あと来所相談、または時間外対応も多く、現在の3名体制ではかなり厳しくなっております。

最後に、緊急時における対応についてご説明申し上げます。現在緊急通報システムを利用されている方は高齢者及び心臓疾患の方で、現在15台の設置をしております。システムの機械はかなり古くなっておりますので、今後買いかえを検討しているところでございます。

また、先日北海道にも、台風の上陸に伴う大雨によりまして、各地で大規模な災害となりました。本町では幸い大きな被害はありませんでしたけれども、いづようなるかわかりません。本町では、平成21年に要援護者に対しまして避難支援プランを策定し、災害時の要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心対策の強化を目的としております。

登録者は217件ありまして、そのうち重度疾患者につきましては、災害時に誰が支援をして、どの避難所に避難をさせるかといったものを記入した個別計画というものを立ててございます。その件数は61件、登録がされてありまして、その61件につきましては、年に1回保健師による居宅訪問を行って、個別計画に記載されている内容に変更がないかの確認を行っております。災害時には地域の支援をおかりしながら即座に対応することができるよう整備をしているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） ただいま課長さんのほうからご答弁いただきました。私は3番目の質問の中で、法律で対象者を月に1回訪問しなければいけないというようなことを申し上げましたけれども、今課長さんのご答弁では年に1回ということだったようでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

今課長さんからご答弁ございましたように、本町、ご案内のとおり、2月1日から総合事業をスタートさせておりますとおり、福祉の部分では、北空知、また空知、全道でも有数の先進地と言われるぐらいのまちになっているのかなと思っておりますし、4点の質問のご答弁の中でも、4点目の緊急時におけるサービスにつきましてもきめ細やかなサービスが行われているということで、改めて認識をしたところでございます。

しかしながら、先ほど来言われております今回の台風につきましても、想定外がこれか



らは想定内になるということで、先ほど申し上げましたとおり、災害の少ないまちではございますけれども、いつ何時どんなことになるかわかりません。自然には我々、あらゆる部分で準備をする技術、また知識を人間持っておりますけれども、それを超えるのが天災だと、そういうふうに考えておりますので、充分過ぎる備えをしていかなければならないと、そんなふうに考えてございます。今のやりとりを聞いた上で何点か町長にお伺いをいたします。

まず1点目、地域包括支援業務総合事業に、今お答えですと、1人当たりの受け持ちが90件程度というようにお話ございました。大変な仕事のボリュームではないかなと考えておりますし、この事業に対して少ない職員で対応していただいているのが現状かと思えます。業務内容につきましては多岐にわたっておりまして、お聞きしますと、本来の業務ではないことにも対応していただいているとお聞きをしております。

行政だけで支援業務総合事業に対応、またサービスを提供していくことにも限界があると、そういうふうに私も思いますけれども、喫緊の課題として、先ほども課長さんからお話がありましたとおり、地域、町内会、老人クラブ、ボランティアなどと連携しながら、住民の支え合いの仕組みづくりを加速化させる必要があるというふうにも考えております。町長の考えはいかがでしょうか。また、対応に当たる職員の数でございませけれども、適正な配置についてもこれから考えていくべきと考えておりますので、この点についてもいかがでしょうか。

2点目でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、緊急時通報システムが本町で導入されておりますけれども、課長のお話ございましたけれども、現在15台設置をされておまして、22台、本町では保有しているというようにお話を聞いております。ただ、この機器が非常に古くて、製造中止になっているということで、部品についても在庫がある限りということのような状況であります。このような状態では、故障したときに対応ができないということも想定できますし、せつかくのシステムが役に立たないといったことも考えられます。まさに生命に直結する問題ですので、早急に機器の更新の必要があると考えてございますが、この点についてもいかがでしょうか。

本町で先ほど来行われました人口減少対策に関するアンケートの定住意向調査でも、今後本町に住み続けたいという方が52.4%、非常にたくさんの方がお答えになってございます。また、居住地選定で重視する点ということの設問では、医療、福祉のサービスの充実度と安全・安心な場所が特に重要視されているのでございます。この結果を踏まえながら、高齢者、弱者など、住民が人とつながっているという安心感を持ちながら、できる限り住みなれたまちで自分らしい暮らしをしたいというニーズに対して町長はどういうふうに応えられるのかを含めて、1点目、2点目も含めましてお考え方を伺いたしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私から答弁を申し上げたいと思います。

まず、(1)番目の地域包括支援センターの1人の受け持ち人数、あるいは行政だけでは職員が足りないのではないかということで、議員ご指摘のとおり、なるべくお年寄りでも元気な方は、地域でみんなで支え合うというのを合い言葉に、わかち愛・もせうしでそれぞれ活動を行っているところがございますので、その面、もうちょっと発展されることと、行政としてできる限りの支援をして、元気な年寄りの集まる居場所をつくってあげたいというふうに考えているところがございますし、元気な年寄りの方は買い物、あるいは通院、通学という、通学はありませんけれども、お手伝いできるところから助け合い運動を進めていく環境の場をつくっていきたいと思います。

また、2番目の緊急時通報システムにつきましては、22台、古い、更新でということを受けましたので、早速現場を確認しながら更新の判断を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、最後の52.4%の方が妹背牛町に住み続けたいというご意見を持っておられますけれども、まず団地につきましては、今後稲穂団地を建てる予定になっておりますし、その後、先ほどの工藤議員の質問ともかぶりますけれども、妹背牛高校跡地、多世代交流ゾーンの中に企業の従業員向けアパート建築、定額ということ、「てい」は定まる金額でございますし、子育て支援住宅も低額家賃ということ、この「てい」は低い金額での家賃、あわせて高齢者住宅の低額家賃、この「てい」も低い金額で住めるような住宅の建設ということで、診療所もスーパーも近いということで、その辺も視野に入れて今検討中でございますので、また議会の皆さんと相談しながら、高校跡地についても有効利用をしていきたいと思っておりますし、子育て世代につきましても、今年6月に行ったアンケートを中心に今後支援をしていきたいと思ひます。

また、人口減少が予想される中、今後高齢者人口はふえていきます。これはどこの自治体も同じく予測をしなければならないことだと思ひますけれども、逆に非常にリスクも大きくて、人口減に伴う認定介護者も横ばいか、もしかすると減をたどらなければならない自治体も出てくると考えているところがございます。また、元気な高齢者がふえれば、特養100床規模、あるいは高齢者住宅というようなでかい施設よりも、コンパクト化した小規模特養、居室29床以下や小規模多機能型設定、定数25人、素泊まり9人など、今後の高齢化状況に合った施設を考えたほうがいいと思ひます。

サービスつき高齢者住宅などもあります。国民年金が多い本町ではなかなか難しいと考えておりますので、今後その辺も留意しながら、妹背牛高校跡地の有効利用に向けて議会の皆様ともご相談していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(宮崎 博君) 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開は14時45分といたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時46分

○議長（宮崎 博君） 再開をいたします。

◎日程第7 認定第1号ないし日程第13 認定第7号

○議長（宮崎 博君） 日程第7、認定第1号 平成27年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第7号 平成27年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての以上7件を一括議題とします。

朗読は省略します。

あらかじめお諮りします。本7件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査したいと考えておりますので、説明は簡潔に願いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、詳細な説明は決算審査特別委員会で求めたいと思いますので、簡潔に説明願います。

議案の説明を求めます。

副町長。

○副町長（中山高明君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、本7件は、議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中も引き続き審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時13分

○議長（宮崎 博君） 再開します。

◎日程第14 議案第47号

○議長（宮崎 博君） 日程第14、議案第47号 平成28年度妹背牛町一般会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第48号

○議長（宮崎 博君） 日程第15、議案第48号 平成28年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（西山 進君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第49号

○議長（宮崎 博君） 日程第16、議案第49号 平成28年度妹背牛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第50号

○議長（宮崎 博君） 日程第17、議案第50号 平成28年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 発議第5号

○議長(宮崎 博君) 日程第18、発議第5号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 発議第6号

○議長(宮崎 博君) 日程第19、発議第6号 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出について  
○議長（宮崎 博君） 日程第20、閉会中の継続審査及び所管（所掌）事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の審査及び調査に付することに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（宮崎 博君） お諮りします。

ただいま渡会寿男君より、発議第7号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書から発議第9号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号から発議第9号を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時48分

○議長（宮崎 博君） 再開します。

◎追加日程第1 発議第7号

○議長（宮崎 博君） 追加日程第1、発議第7号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発議第8号

○議長（宮崎 博君） 追加日程第2、発議第8号 「米政策改革」の抜本の見直しを求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議第9号

○議長（宮崎 博君） 追加日程第3、発議第9号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。



これより発議第9号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長(宮崎 博君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

#### ◎町長挨拶

○議長(宮崎 博君) 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。

町長。

○町長(寺崎一郎君) ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、一言お礼の挨拶を申し上げたいと思います。

本日、平成28年第3回定例会に提出しました同意2件、議案7件につきましては、全議案議決確定をいただきましたこと、本当にありがとうございます。また、認定7件につきましては、今後決算審査特別委員会での十分な審査をお願いしたいと思います。また、さきの一般質問等で受けましたご提案、ご意見を、町民の声としてこれからのまちづくりに生かしていきたいと考えております。

今後、秋の収穫作業が始まります。米については、量、品質ともに期待を申し上げているところでございます。また、議員各位におかれましては、健康には充分留意されまして、それぞれの立場でのご活躍をご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。大変どうもありがとうございました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(宮崎 博君) これで平成28年第3回妹背牛町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員